

大正期と昭和期の国家論について

－君主（天皇）制への社会的視点から考察する

生 田 頼 孝

序章 本論文の目的意識

筆者はすでに、「ある君主機関説論－明治の日本国家像についての私見」¹⁾（以下、「前稿」と略記する）を公表し、明治の「君主機関説」を論じた。そして、「機関」として天皇を中心に据えた政治体制が、「絶対君主制」とも定義される「天皇制」へと変貌していく過程を跡付けた。さらにそれが有する「全体主義」の特徴としての「単一イデオロギー」である「全体主義」についても論じた。本稿は続編であり、明治以降の、所謂、「大正」、「昭和」期から現代に至るまでの君主（天皇）制、或はそれに関するイデオロギーを論じる。

「全体主義」の特徴は、他に「単一の支配政党、秘密警察、国家による情報の独占、武器の独占、中央統制経済」²⁾である。日本では、満州事変（1931年）以降の15年戦争当時には「全体主義」の傾向が強まり、1940年の大政翼賛会の成立による「単一の支配政党」化の完成により、完成された³⁾。

しかし、戦後、「秘密警察」にあたる特別高等警察等は廃止され、政治は複数政党制が復活し、「国家による情報の独占」たる情報統制も廃止され、思想は自由になった。「天皇制廃止」の議論さえ、出現するようになった。その点は戦前と異なる。しかし、令和時代の今日でも、君主（天皇）制は「令和」時代の今日もなお、「社会からの支持という『機能』によって支えられている」⁴⁾のである。その背後には「国家（各々の時代の政権）はただ前方塹壕にすぎず、その背後には、（天皇を支持する）一連の（市民社会の）強固な要塞と砲台が存在」⁵⁾している、とも評価し得る。

本稿は、前稿では論じなかった日本ナショナリズムの源泉である水戸学の分析から筆を起している。さらに前稿で論じた明治期の展開を、新たな社会史的角度から論じ、新展開を遂げた「大正」期と「昭和期」の君主（天皇）制をめぐる思想、および思想と現実政治との葛藤を考察する。

第1章「天皇制」を支えた思想の誕生と展開

第1節 水戸学の誕生

君主（天皇）制を生み出した明治維新がなされた原因は、西欧国家体系がもたらすリアリズム、すなわち、ハイ・ポリテクスによる⁶⁾ 帝国主義侵略を背景としていた。いわば、植民地争奪戦である。旧体制を解体して、中央集権化を実現させることに対しては、旧各藩主を天皇に恭順させた君主（天皇）制は、プラスに機能した。この新たな機能の基礎になったのが水戸学である。

水戸学は、近世ナショナリズムの源泉であり、幕末の尊皇攘夷思想の根拠になった。水戸学の誕生は、水戸藩主の第2代の徳川光圀が中国の『史記』を模範とした日本史編纂を構想して多くの学

者を招聘し、彰考館を創設したことが発端である。そして、徳川光圀による水戸学を「前期水戸学」と言い、1807年、彰考館総裁となった藤田幽谷による水戸学は「後期水戸学」と呼ばれる⁷⁾。

「前期水戸学」が儒教に基づく君臣それぞれの役割分担を求めたのに対し、「後期水戸学」は、家臣の君主への忠誠を重視し、幕末の武士層に影響を与えた。「後期水戸学」の骨子は天皇への忠誠、統一された国防政策を有する国家、神道を国家宗教とすること等であった⁸⁾。「後期水戸学」等の君主（天皇）はどのように展開したのであろうか。

第2節 幕末と水戸学

18世紀末期以降の日本近海には、極東侵略を図る帝政ロシアをはじめ、外国船が出没し、国際的な緊張が高まっていた。そして、西洋諸国は、それ以前の長崎等を通じた接触とは異なり、それまでの「東アジア式の前近代秩序」を否定、解体する動きを示した⁹⁾。この流れのなかで、徳川幕府は1854年の日米和親条約を皮切りに、次々に西欧諸国と国際条約を締結した。従来の鎖国政策を捨て、開国に転じたのである。

そして、こうした状況に下での1861年5月、水戸浪士による英国公使襲撃事件が発生した。当時の日本は幕藩体制の下にあったが、駐日英国公使・オールコックは、

「公使は英国女王の名代であり、それへの襲撃は、対英開戦行為である。幕藩体制が分散的で、地方分散的な性格を有していても、対外的には日本国という一つのまとまりがある以上、日英国家間の外交問題であり、徳川幕府は主権者、政府代表者としての責任がある」と述べていた¹⁰⁾。つまり、西欧国家体系の中での「主権国家」としての立場が問われていたのである。

以上のような状況の下、オランダ人医師のシーボルトは、徳川幕府の承認の下、西洋諸国と問題を起こす各藩に対し、西洋諸国が軍事行動を採り、当事者を屈服させる方法を提案した。幕藩体制が単一の主権を有する主権国家でないことを踏まえたものであった。しかし、これには、各藩が対外主権の所有者たるを認めてしまい、幕府は主権国家を代表できない危険があった¹¹⁾。事実として、ロシア海軍が独自に対馬藩と交渉する事件も発生していた。これに対し、当時の幕府では、各藩が個別の政治主体となるのを防止するため、対馬を幕府直轄領とすることを主張する声が出ていた。当時のロシア海軍当事者は、日本側からの公式抗議がないように注意していたと言われるが、主権国家としての日本側からの抗議がないことを自身の行為の正当化の根拠としようとしたのである¹²⁾。

第3節 国民意識の形成に向かって

この後、徳川幕府を倒し成立した明治という国家は、その骨格たる「大日本帝国憲法」によって、天皇主権の国家となった¹³⁾。しかし、日本が近代国家として列強に伍する独立性を保持するには、国民の一人一人が国家を己れのものとして身近に感触し、国家の動向を自己自身の運命として捉える国民意識の形成が必要であった。この問題に対し、「後期水戸学」がどのように取り組もうとしたのか。藤田幽谷の思想を継承しつつ自身の思想を展開したとされる会沢正志斎（1782 - 1863）¹⁴⁾が参考になる。

会沢正志斎は天皇の祭祀によって「巫術、仏教、固陋な儒者の曲学、耶蘇教」等の「邪説」が社会を惑わすのを防ぎ、又、將軍はじめ各藩等、幕藩体制の当事者の天皇への忠誠を再強化しようとした。「天皇が行う祭祀を通して民衆の宗教的な信仰をもたらし、忠孝の道德理念を『信』の段階まで高めることによって、体内的には民心を統合して幕藩体制を再強化し、対外的には一丸となった

民衆が邪説に惑わされずに同じく敵愾心を燃やして夷狄を撃攘するとの目的を達成しようとする、という論理を築き上げる」と考えたのである¹⁵⁾。

会沢正志斎は豊臣秀吉が天皇に忠義を尽くしたと指摘し、又、徳川幕府が200年以上の太平を保った理由を、徳川家康が皇室に忠であったことにその理由を求めている¹⁶⁾。この主張は、拙稿で言及した『国体の本義』の主張と通底しており、徳川幕府も、明治新政府も、統治の基礎を西欧国家体系の中での「主権国家」（国民国家）としての立脚を求めていたことが分かる。その為には、「国民」が一丸となりうるイデオロギーが必要であり、両者はともに、「単一イデオロギー」として求めたのである。

ちなみに、武士層は、当初、「宗教的中心である天皇の下に、将軍が国体を守るという政治を行うという後期水戸学の国家像を受容して、幕府自身による国政改革を期待した」。しかし、その期待は裏切られ、幕府が政権を握ったままでの国政改革、大政奉還による平和的国政改革という路線の他に、武力倒幕による朝廷を中心とした改革という主張がなされた。武力倒幕路線を主張した者の1人が、長州藩の吉田松陰である¹⁷⁾。

吉田松陰は、日本は天照大神の子孫たる天皇が永久に守護すべき性格の国であり、故に、「日本の人民は天皇と憂楽を共にし、他念を持つべきではない。征夷大將軍の地位の類は天皇に任命されるべきものであり、その職務に相応する能力を有する者だけが征夷になりうる」と考えた。松陰は孟子の易姓革命思想を受容しつつ、儒教で言うところの「天命」を「天朝（天皇、朝廷）の命」に置き換えた上で、「天朝の命」の大義による倒幕が許容されると主張した。吉田松陰の論理は、幕藩体制維持の枠組みのもとにとどまっていた水戸学の立場を超越していた¹⁸⁾。

さらに、松陰は「私心」があると、庶民は奉公せず、武士は国家のために戦わず、諸侯は君主に従わないのであり、それらが滅亡の原因になると考えた。「去私」（「私」の排除）が吉田松陰の尊皇攘夷論の思想的核心であった¹⁹⁾。

そして、「去私」目的の達成のためには、当然、社会の思想を改造する必要がある、社会に「強制の鎧」²⁰⁾をつける必要がある。明治国家の枠組みを作った伊藤博文は、吉田松陰の松下村塾に学んでおり、明治維新を達成した志士たちも吉田松陰の思想を体して活動していた。

第2章 君主（天皇）制国家の出現

第1節 国民意識の形成とその動揺—都市と農村

明治以降の「上部構造」（政治権力）は、日本社会に「強制の鎧」を施そうとした。しかし、政治権力からの「強制の鎧」に抵抗すべき立場にあった社会勢力も、「自由民権運動」において、君主（天皇）制を認めていた²¹⁾。

「自由民権運動」の批判対象となったのは、「前方壟壟」たる時の政権であり、その中心であったはずの君主（天皇）制に対する批判は多くはなかったと思われる。むしろ、天皇を利用しようとする動きがあった²²⁾。この間の経済を明治期の対外戦争を背景に考察してみよう。

1927年（昭和2年）から始まる世界大恐慌の影響で、欧州ではナチが台頭し、日本でも、次第に「立憲主義」、「政党政治」と称された議会制民主主義を否定する不穏な動きが強まっていく。明治からの西欧国家体系の中にあつたことと評価しうるではあろうが、1931年（昭和6年）から始まった満

州事変とその2年後の満州国建国は、日本の中国侵略の本格化であった。日本の社会やその利益が表出されていたはずの「上部構造」(政治権力)はどのように動いたであろう。

その後、戦争は、『国体の本義』が発せられた1937年からの日中戦争による中国侵略の激化、太平洋戦争勃発(1941年12月)による全アジア太平洋への戦火の拡大という形で動いて行き、1945年8月15日を以て、日本敗戦による終戦となったのは周知の事実である。換言すれば、本章冒頭でも述べた「全体主義」の解体という形での体制の変革がなされたわけである。しかし、「全体主義」の「単一イデオロギー」をなしていたと思われる天皇が「国民統合の象徴」とはいえ、「総意に基く」ものとして、存続した事も又、事実であり、それは今日まで継続している。

それでは、明治以降、君主(天皇)制は、1945年の敗戦に到るまで、どのような変遷を有しているのか。

第2節 大衆政治家の登場—永井柳太郎

大正デモクラシーの時代、『一君万民』の概念より導出された平等な社会像」を展望する思想を持つ「大衆政治家」がいた。永井柳太郎(1881-1944)である。

初期の永井柳太郎の関心の中心は、「社会問題」と「植民問題」だった。前者については、早稲田大学入学前からの師匠・安部磯雄(1865-1949)を師としたことが影響している。永井は安部が会長となっていた「社会学会」にて、堺利彦や片山潜等の講演も聞いていた²³⁾が、ある種の(労資)協調主義者となり、社会主義には共感を示しつつも、それを警戒する立場に立った。その永井は、1904年、「真の産業保護政策」は、「実に生産の基礎を成す労働者そのものを保護するもの」であるべき、と主張していた²⁴⁾。同時に彼は、英国留学において、英国社会が、「彼等の間に於て、個人の社会を尊重し、社会の個人を大切に致す風習の旺盛なること」²⁵⁾、つまり、「極端な国家主義や自由主義」を排した両者の調和がなされた社会である、と肯定的に評価していた。

後者の「植民問題」については、永井が同時に、当時の英国のナショナリズムや人種差別意識に強い衝撃を受けたことによるものだった。英国人は、皮膚の色による人種差別を行っていると認識し、それは白人種一般に見られる傾向であり、「何としても白色人種の横暴を抑制しなければならない」²⁶⁾と思うようになったのであった²⁷⁾。永井は、当時の米国カリフォルニアで起こった排日の動きに、白人種への反発を一層強めた。その永井は、米国側に土地を開放させ、日本から急増する人口を移民、開拓させ、「亜細亜、亜米利加の両大陸に膨張すべき覚悟」²⁸⁾を主張、日本の帝国主義化を主張した²⁹⁾。

英国からの帰国後、雑誌『新日本』の主筆となった永井は、自らの論文で、「社会問題とは今日に何処においても専らかの経済的弱者と経済的強者との間に於ける分配上の不平均に起因せる階級的衝突を意味す。例へば工場主と職員の衝突、地主と小作人との衝突の如き是也。此故に社会問題はまた一種の経済的問題なりといふを得。唯その解決に当り特に政治権力を必要とする点に於て一般の経済問題と異なるのみ」³⁰⁾と論じている。これについて、永井は、「弱者自身が分配の不平均なることを自覚し、強者とその権利を争ふ」ことを要するも、永井としては、社会からの革命等を排除し、「上部構造」(政治権力)が「社会政策」等を実施して、経済利害の均等配分を行うべきであり、その社会政策では解決困難な時は、政治、経済の構造改革を行うべき、という主張だった³¹⁾。

永井は、「私有財産の凡てを社会に収め、これを全廃す可し」とする「共産主義」等を批判し、「上部構造」(政治権力)による保険、年金、工場法制定、労資紛争の仲裁を「自由放任主義と社会主義

との中間に」ある「社会改良主義」として提唱している³²⁾。又、賃金調整等、政治権力が介入不可となり得る場では、労働者自身の労組活動を推奨している³³⁾。他方、農民問題は、永井にとっては、人口問題であり、農村人口に比較して、耕地面積は過少であり、農村の副業が大工業によって潰されているので、農村生活は不安定である³⁴⁾。しかし、都市の工業は農村の余剰人口を吸収し得る程には発展していないので、この件については、海外移民が良い、と論じていた³⁵⁾。「永井の中には社会政策と移民政策が窮民＝社会問題の温床の剔除のための対策として結びつき考えられていた」³⁶⁾のであった。

さらに、永井は、「侵略そのものを非難するにあらず」として「植民」を「富源を開発し」、「細民」を減らすための経済規模の拡大を目指す「一種の国民的運動」と定義し、「併せてその土人を教化し」、「以て永久的にその本国の同盟者たるべき新社会を建設」することを主張、侵略そのものを否定せず、「土人」（地元民）の「幸福」が増進すれば、植民地独立論は起こらないとも考えていた³⁷⁾。

以上から、永井の思想は、換言すれば、「初期の大正デモクラシー」の「『内に立憲主義、外に帝国主義』という指導理論をもっていたことは、周知の事実である」³⁸⁾という枠にはほぼ収まるものであり、「同時代の思潮の一部を忠実に映していた」と評される³⁹⁾。

永井は、第一次世界大戦が勃発すると、同大戦を人種間の戦争と見て、白人支配の打破を訴え⁴⁰⁾、満州事変勃発（1931年9月18日 - 筆者注）以降は大東亜新秩序論者に変貌したことが知られている⁴¹⁾。

永井の植民の目的は、国民生存の保証や社会秩序の維持、国民生活の改善や増進、人類幸福への貢献等であるとされる⁴²⁾。この他、ある国や民族が他の国や民族を一方向的に支配する形での帝国主義を批判してもいた⁴³⁾。しかし、やはり、永井には帝国主義者としての一面があることは否めないであろう。さらに、植民先の住民を「土人」と表現していることから、「あくまでも『土人』の権利を慈恵的に守ってやるのであって、最初から『土人』の主権などは永井の念頭になかった」⁴⁴⁾ことが指摘されている。

以上から、永井は西欧国家体系の枠組みの中での植民地争奪論者と認識できるだろうが、白人種に対抗意識を有する永井は「西半球に対するヨーロッパ諸国の勢力拡張に反対し、そこにおけるアメリカの優越性を主張する宣言」とされる「モンロー主義」を批判しつつも⁴⁵⁾、ロシア革命後、日本も含めたロシアへの軍事干渉がなされる中、シベリア問題に関心を示し、「西伯利亚論」⁴⁶⁾と題する論文を執筆している。

同論文にて、永井は、ロシア人がアジア人に対する最良理解者であることを指摘した上で、シベリアでの米独等の進出を危険視し、

「日本人がシベリアに移住して、ロシア人と提携してシベリア開発にあたることは、『日本のために必要のみならず、東洋平和のためにも必要である』と強調するのである。こうした永井の見解は大アジア主義、あるいはアジア・モンロー主義に接近しかねない内容を含んでいた」⁴⁷⁾と評される。又、「永井の主張点のなかには、ロシア革命後の世界情勢の理解がほとんど見受けられないのも、もう一つの特徴である。したがって、革命ロシアとも日本は提携、共同しうると積極的に考えているのかどうか、不明である」とも評されている⁴⁸⁾。さらに、永井は自国の安全保障や「東洋平和」のために「拡大しかねない日本の膨張主義に対し、それを支持する立場に立つのか、批判する立場に立つのか」の岐路に立たされるということが予測されるという議論⁴⁹⁾もある。

永井は辛亥革命（1911年）を中国人による中国を建設するものだと肯定的に評価し⁵⁰⁾、又、同革

命後の中国に対するロシアの侵略を憂えて、蒙古の売却による中露緩衝地帯の設置と、売却益による中国の軍備充実を主張した⁵¹⁾。これには、日本の資本家の積極的中国進出を主張していた永井が、中国が内乱状況に陥った場合、欧米各国が中国を侵略し、日本の「中国本土における経済的利権」が脅かされ、日本の対中外交にとってもマイナスにとってもなることを憂えていたからだとされる⁵²⁾。

又、「対華 21 か条要求」(1915 年) 時、日本政府は、明確な「日中提携」を目標としていたわけではないにも関わらず、永井はこれを「主観的に日中提携の試みと位置づけ」、擁護した⁵³⁾。

当時の国際関係を帝国主義の時代ととらえていた永井はその競争に勝つために、「自給自足の経済社会体制をとる必要がある」とし、そのために中国との協力、中国の資源の利用が不可欠と考えていた。そして、「白人専制」打破のための「人類共同自治の世界的維新を行なうための日中提携」を主張していた⁵⁴⁾。永井によれば、世界の趨勢は「国家間の競争から民族的競争に移り」、そのため「『同文同種』の中国との提携が必然」なのであった⁵⁵⁾。

以上の他、「普選」をも求めた永井は「階級制度」廃止も求め、「華族一代制」や「公選公民」による貴族院改革を求めた⁵⁶⁾。さらに、「国务大臣は多数党自の黨員か、または多数党と主義政綱を同ふし、その推任を得たる政治家か、二者の中、いずれかに期せざるべし」という「政党内閣制」を主張した⁵⁷⁾。

また、永井は、「君民同治」を主張⁵⁸⁾、さらに「治者の道德も、奴隷の道德も」容認できないとしつつ、「我々は兄弟の心を以て共に国家を經營するのである。今日の政治界を支配する根本の道德は只此一に過ぎない。天皇は国体上全く別であるが、我々の如き国民は同等な立場に立って、相共に政治をしなければ満足出来なくなった。我々を支配する階級の存在を認める事は出来ぬ。

我々は総て支配する階級であって、同時に我々は又総て支配せらるる階級である」⁵⁹⁾と述べた。以上から、「君民同治」とは、「『兄弟の道德』に基づき、天皇を除くあらゆる国民が同等な立場に立って政治に参加する『一君万民』の共同体的なものであった」と評される⁶⁰⁾。又、永井は、「天皇親政」には反対し、天皇を精神的なものに止めようとした⁶¹⁾。

しかし、同時に永井はなお、帝国主義者であり、帝国主義を否定していなかった⁶²⁾。

その後、永井は第一次世界大戦後のパリ講和会議で、日本が人種問題を提起したところ、「日本が人種の平等待遇を要求するなら、先づ日本国民自ら総て平等に待遇せよ」という米国の新聞記事に衝撃を受け、自国の国際的威信のためにも、内政改革を痛感していた⁶³⁾。同時に、ロシア十月革命の成功も、社会主義の日本への影響の阻止のために、彼に、改革が必要であることを感じさせていた⁶⁴⁾。

以上から、永井が「革命ロシア」と手を組もうと考えたとは思われないが、1919 年、二度目の外遊から帰国した永井は、「生存権」、「労働権」、「機会均等権」、「自治権」の 4 種の人権を確立することで、「民衆全般の生活の確保及向上に必要な機会及手段を具備する新国家」の建設を希図して、政界入りして行った⁶⁵⁾。

「一君万民」を主張した永井は、君主(天皇)制と関係では、どのような活動を展開したのだろうか。又、今日、一般化した「天皇制」という言葉で表現される「君主(天皇)制」と「天皇イデオロギー」は、近代以降の日本の社会の中で、どのように位置づけられるのか。

果たして、前稿でも見た<地主的土地所有>、<独占資本主義>の特徴を有する社会との下で、日本社会と君主(天皇)制はいかなる関係を有していたのか。

第3章 明治日本国家の実態

第1節 「主権国家」としての日本の動向

日本が「主権国家」として、初めて本格的に戦った対外戦争は「日清戦争」（1894 - 1895）であろう。日清戦争は、朝鮮の支配権をめぐる清国との戦いであった。換言すれば、「君主機関説」を奉じる大日本帝国による初めての本格的な対外戦争であった。

そして、日清戦争は、「わが国の産業革命を進展させ、資本制の発展を導いた。一方、戦勝国としての権益（遼東半島の割譲）を、露・独・仏三国の干渉によって放棄せしめられるという国際政治の現実、国民の『国家のために』という意識を刺激し、『忠君愛国』意識の浸透も進んだ」⁶⁶⁾のである。明治維新から25年前後で、「主権国家」としての「上部構造」（政治権力）を支える「国民」意識を有する社会が出現していた。

次に日清戦争から10年後の日露戦争の場合を見てみよう。日清戦時の10倍となる20億円もの戦費が費やされた。戦費のうち、8億円が英米からの外国債、残り12億円は増税によってまかなわれ、主たる負担者は、労働者と農民であった⁶⁷⁾。

他方、この時期、官営八幡製鉄所の設立（1901年）等、重工業化も進み、「日本の資本制は、ほぼ自立の近代的大工業に立脚できるようになった。またこの時期電気事業の著しい発展に伴って、日本の工業の機械化が急速に進み、わが国の産業革命は、ほぼこの頃完成したと」考えられる⁶⁸⁾。

しかし、日清戦争と異なり、日露戦争では、全く賠償金は取れず、東京、大阪等、各地でその責を問い、戦争継続を主張する集會が起こり、9月5日の東京では、所謂「日比谷焼き打ち事件」が発生した。この背後には、ロシアからの多額の賠償金獲得によって、戦時中の増税等による生活苦が解消されると期待していた「車夫馬丁から職人・人足・職工及び小商人にいたる下層の人びと」による「鬱積」が存在していた⁶⁹⁾。同時に、「この事件に象徴されるこの事態は、『国家のために』ひたすら『臥薪嘗胆』に堪えてきた国民大衆の、『国家のために』という気持ちに大きな動揺」を生じさせた。こうして「国民大衆」の形成と裏腹に「虚栄頹廢感が、あるいは『国家のために』から大きく振れた『個人のために』を軸とする意識・行動が、あるいは復権しつつ」あった⁷⁰⁾。

この後、1907年には足尾銅山での労働争議が激化し、労働者の階級意識も高まりつつあった⁷¹⁾。前稿でも触れた伊藤博文が憲法調査のために滞在したドイツでシュタインが述べていた「階級対立」の問題が日本でも台頭しつつあった。

さらに、日清戦争後の産業革命の進展を背景に、明治30年代には、都市圏への人口流入によって、国家や君主あるいは家のためといったそれまでの生活理念からは比較的解放され、又、「欧米の個人主義的思想」に接触した新階層である「インテリ・サラリーマンと称される中間層の誕生」が誕生し、移入思想ではない「個人意識ないし近代的自我」が、都市圏に台頭して始めていた⁷²⁾。そして、この状況は農村にも波及し、「天皇イデオロギー」を動揺させる動きは、農村部でも出現する。

交通の発展によって、都市の資本主義、文化の農村への侵入、就学率の上昇による知的水準の向上等が、「自由主義思想ないし個人的営利心や自治・自立への自覚をうながした」⁷³⁾である。

1873年（明治6年）の「地租改正」によって、農村部では、江戸時代以来の田畑永代売買禁止令が撤廃され、農民の土地私有が明確化され、農民個人が現金による納税者となった。しかし、農民が、小作農化し、高利貸や商人への土地所有が集中する事態が発生した。明治20年代はじめには、農家の約半数が小作農となっていた。さらに、小作料の上昇と地租や各種税の負担は、農民の窮状を悪

化させた。日露戦争後に慢性化した不況や増大した財政負担は、これに拍車をかけた⁷⁴⁾。

以上の状況の下、日露戦争前後には所謂、「寄生地主制度」が完成され、「都市に居住して小作料に座食し、自分の所有農地の改良は勿論、小作人の生活に対してさえ全く無関心な大寄生地主を生み、こうしてこれら地主と農村の人格的結合が失われ」⁷⁵⁾ という事態が発生した。

都市部同様、農村部においても、農民（被搾取者）－地主（搾取者、有産階級）という形で、階級対立が明らかになり、当初は、かつて、中央－地方を媒介した「地方名望家」層は「権力部」内に上昇していた⁷⁶⁾。天皇－民衆の関係を父子の関係として構築するとされた「天皇イデオロギー」に、農村部でも都市部でも、階級対立という形での亀裂が入り始めていた。

この「事態は、支配層にとっては、天皇制の体制的危機と受け止められ、また帝国主義戦争必至と考えられた当時の国際状況の中で、まさに日本の国家的危機と考えられていたといえる」⁷⁷⁾ のである。

明治維新のあと国家目標に掲げられた「国民」の創出は、ほぼ完成を見た。そして新たな社会における「国民」意識は、政治権力の「実効性」と連動する存在であった。すなわち「国民」が政治権力に求めたのは対外侵略による実利であり、それを支える「国民」としての団結意識が形成されていたのである。しかし「国民意識」は、都市化による社会の構造変化によって、「個人主義」という新しい潮流と「階級意識」による挑戦を受け始めていた。

第2節 社会的危機に対する政権の動向

社会内部での階級対立的状況は、社会主義思想・運動の日本国内での関心を呼び起こした。文部大臣・牧野伸顕が1906年6月に発した「学生生徒など思想取締に関する訓令」の文言が当時の状況を物語る。同「訓令」は、<各所に「社会主義」思想を「鼓吹」し、教員や学生を誘惑する者が出現している>とし、もし、

「建国ノ大本ヲ軽視シ、社会ノ秩序ヲ紊乱スルカ如キ危険ノ思想、教育界ノ根柢ヲ動カスニ至ルコトアラバ、国家将来ノ為メ、最モ寒心スベキナリ。事ニ当ル者、宜シク留意、戒心シテ、矯激ノ僻見ヲ斥ケ、流毒ヲ未然ニ防グノ用意ナカルベカラズ」⁷⁸⁾

と述べている。教育現場における「天皇イデオロギー」の動揺の警戒である。

この後、1908年10月13日、「戊申詔書」が発せられ、天皇の権威が再確認された。「詔書」は次のように言う。

「抑々我が神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我が光輝アル国史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ。寔ニ克ク恪守シ、淬礪ノ誠ヲ輸サバ、国運発展ノ本近ク、斯ニ在リ。朕ハ方今ノ世局ニ処シ、我が忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ、維新ノ皇猷ヲ恢弘シ、祖宗ノ威徳ヲ対揚セムコトヲ庶幾フ。爾臣民其レ克ク朕ガ旨ヲ体セヨ」⁷⁹⁾。

全国民に対して、生活規範が指示され、祝祭日、儀式等において、「教育勅語につぐ重要詔書」として、「奉読」や「暗誦」が強制され⁸⁰⁾、

「日本は、一つの大家族であり、天皇は父、国民は赤子、さらに家族内にあっては戸主は天皇の代行者として機能する。こうして国家－村落－家の秩序関係は家族主義的階層組織によって把握され、こうして『国家のために』という理由づけに代わる、親子の心情的結びつきを利用しての国民の指導強化が狙われた」⁸¹⁾

のである。

以上の措置は、政治権力による社会思想或いは社会倫理の再編、強化であった。換言すれば、前稿でも見た「有機体的」「人体」としての「国家」の「両足」部分が「中枢部」の意に沿わなくなることを防ごうとしたのである。幕末維新期に水戸学は君主（天皇）制による「邪説」の排除を唱えたが、これを裏打ちする形で君主（天皇）制に対する「邪説」を排除せんとしたのである。以上のような帰結として、「大逆事件」（1910年）が発生する。

1901年には、日本での初の本格的社会主義政党である社会民主党が結成されたものの、治安警察法（1900年）違反によって、即日、解散させられていた⁸²⁾。中江兆民の愛弟子でもあった幸徳秋水⁸³⁾等は、議会制民主主義によらない「直接行動」を志向するようになる。結果、君主（天皇）制を否定し、明治天皇に危害を加えようとした「大逆罪」の容疑で逮捕され、11名の社会主義者と共に処刑される。この他、連座した12名も無期懲役に処された。こうして、日本での社会主義運動は、「冬の時代」に入ってしまった⁸⁴⁾。

明治維新以降、明治政府が進展させた国家体制は、「殖産興業、富国強兵」のスローガンの下、西欧国家体系に対応しうる軍事力を有する主権国家を支えうる経済成長を目指した体制でもあった。こうした国家主導での急速な経済成長を目指す体制は「開発独裁」体制とも言われる⁸⁵⁾が、「開発独裁」体制は、「(国家権力によって) 限定された多様性」の他、先の「伝統的正統性」といった特徴を有する「権威主義」体制として出現することが多い⁸⁶⁾。明治政府は「限定された多様性」としての制限選挙制度と、「家族国家観」を基礎とした「伝統的正統性」としての「天皇イデオロギー」に支えられていた、という意味で、「権威主義」体制そのものであると言えよう。しかし、未だ、一党独裁は出現していなかったため、「全体主義」にまでは進んでいなかった。

第4章 大正デモクラシーと君主（天皇）制

第1節 尾崎行雄と護憲運動

1912年、明治は45年で幕を閉じた。次の大正時代（1912 - 1926）は、「大正デモクラシー」の語が示すように、ある程度の民主化が進んだ時代でもある。

ちなみに、1905年（明治38年）から1913年（大正2年）までが、大正デモクラシーの第一段階（第一次護憲運動）とみなされている。その際、指導的な役割を果たした活動家が尾崎行雄（1858 - 1954）であった。尾崎行雄は、明治天皇のなした最大の業績を大日本帝国憲法の発布に求め、「この憲法のある限り、生命財産のある限り、権利義務のある限り、この根本を確定し給ひし、先帝陛下の成徳大業は、日々に新たに臣民の記憶に絶えず往来すべきものである。されば、先帝の大業中の最も大いなる憲政をして、最も完全に発達せしむることは政府をいはず、人民をいはず、国民すべての職分であらねばならぬ」と述べていた⁸⁷⁾。

尾崎行雄は、明治天皇の最大の業績は、大日本帝国憲法の発布によって、人々の生命財産を保護し、権利や義務を与えたところにあると考えていた⁸⁸⁾。そして、明治維新以後、薩長の藩閥政治によって、それが妨げられている、と主張したのである⁸⁹⁾。尾崎行雄にとり、天皇の前に「臣民」の平等を実現することが、「明治天皇の『大御心』」であり、そのためには、立憲政治を完成させねばならなかった。それ故、第一次護憲運動は、「大御心」を妨げる「君側の奸」（閥族）を取り除く、という「天皇イデオロギー」が存在していた⁹⁰⁾。尾崎行雄は、自身の思想と行動の正当性を「明治天

皇の意志」に求めたわけだが、同様の主張は犬養毅（1855 - 1932）にも共通していた⁹¹⁾。

1913年1月、大阪で開催された「憲政擁護大会」の「宣言書」においても、明治天皇の偉業によって、憲政を実施し、皇室の繁栄と民衆の福祉をなし、そのために、閥族を除去して、憲政を擁護せん、という趣旨のスローガンが謳われている⁹²⁾。

以上のような立憲主義者の正当性を天皇の意志に求めん、とする姿は、単なる方便ではなかった。彼等自身が天皇主義者であり、「かれらが明治天皇の死去にあたって表明した一般的傾向は、カリスマ的人格にたいする限りなき崇敬と哀悼の念であり、明治天皇の『遺訓』をついで立憲政治の完成につくそうとする決意であった」⁹³⁾。

立憲主義者たちは、暴力革命による既存体制の転覆ではなく、議会制民主主義的な戦略と戦術を求めたのである。

「これまで、大正デモクラットに対する評価は、一般に、明治憲法体制の枠内で、漸進的に日本の民主化を達成しようとする現実主義的な実践の理論として、高く評価する傾向が強かった」⁹⁴⁾。「しかしこの過程は、とりもなおざらず天皇制イデオログとしてのかれらが、下からの民衆運動を、天皇制国家とそのイデオロギーの枠内に包みこんでしまうことを意味した。特に尾崎行雄らの立憲主義者は、こうした役割をはたしたのであった」⁹⁵⁾。

第一次護憲運動中、立憲主義的「天皇イデオロギー」は、本論文でも検討して来た家族国家観的「天皇イデオロギー」を圧倒する強さを有していた、と評される⁹⁶⁾。日露戦争等を通しての重税等の重負担、社会構造の変化等による労資の階級対立等が社会を「伝統的正統性」から、少しく、脱却させた結果であろう。

大正デモクラシーの第一段階で唱えられた立憲主義的「天皇イデオロギー」は、「下からの民衆運動と対決することによってではなく、これに一面では同調しながら、そのエネルギーを利用して、統治機構の近代化（ブルジョワ化）をはかることによって、広汎な民衆を天皇制国家を支える基盤にくみこもうとした」⁹⁷⁾のである。

つまり、君主（天皇）制国家を「最早否定や抵抗の対象ではなく、『私的利害』を実現する回路として利用」⁹⁸⁾するようになっていた社会のレベルとしては、立憲政治によって、社会に対して、「実効性」を有する「上部構造」（政治権力）としての君主（天皇）制国家の出現が期待されていた。その結果、1913年2月、長野県松本市で開かれた「憲政擁護県民大会」では、「皇室の尊厳を保持し憲法の威信と国家の進退を希図する為め協力一致を以て憲政完美の目的を貫徹せん」という「宣言書」が参加民衆によって、万雷の拍手と万歳三唱を受け入れたのである⁹⁹⁾。「君側の奸」を斬ることによって、平等思想としての「一君万民」が期待されたということだろうか。尾崎行雄等の立憲主義的「天皇イデオロギー」はその面において支持されるものであったのだろう。

尾崎行雄は、「君意」と「民心」の一致が、君主（天皇）制存続の鍵であり、日本では、「精神的方法」が、建国以来、これを成功させて来たものの、「精神的方法は、其の運用、人に存するが故に、器械的手段の如く恒久不断」ではない、として、英国型の立憲君主制の採用を主張していた¹⁰⁰⁾。さらに、尾崎は、「歴代天皇が実践してきたことがらを、単に制度化したに過ぎないとの見地から、国体との連続性を逆に力説したのであった。このように、立憲政治がわが国体と矛盾しないばかりか、国体の精華を発揮し皇室の尊栄を保障するものだという主張は、大正デモクラットにみられる共通の見解だった」¹⁰¹⁾。

第2節 吉野作造と民本主義

「民本主義」で知られる吉野作造（1878 - 1933）も、大正デモクラットの一人である。吉野作造は君主（天皇）制を否定した幸徳秋水の思想と自らを区別せんとして Democracy を「民本主義」と訳していた¹⁰²⁾。

吉野の「民本主義」においては、「人民」－「国家」は同一利害を有すべきものとされている¹⁰³⁾。さらに、吉野は以下のように述べていた。

「抑も人類は……社会国家を離れて存在するものに非ず。即ち各個人は皆社会国家なる団体の一員として常に其団体の意思に統制指導せらるるものなり。この各個人の内外一切の生活の最上の規範たる『団体の意思』を国家精神又は国家観と云う」¹⁰⁴⁾。

また、吉野は「個人」による「不羈自存の目的と独立自由の意思を固有するものなり」と論じつつ、「今ここに各個人の上に在りて之を統制一大意力ありとすれば、そは必ずや各個人共通の意思に其根帯を有せざるべからざるや弁明待たず。……個人の意味と国家の精神との乖離は実に国家の生存に取りて一大不祥事なり。……之を要するに吾人の所謂国家といひ又は国家魂といふは君主貴族の意思を超越したる一大民族的精神なること以上論明せし所に依りて明なり。……国家の強弱治乱は国家魂と個人的意思との関係の疎密により分かる」¹⁰⁵⁾と主張する。

しかし、「君意」－「民心」が対立したらどうするのか。又、『国民多数の意志』が天皇制そのものの存在」に否定的になり出したら、どうするのか、という疑問が生じる¹⁰⁶⁾。これについて、尾崎行雄の見解を示しておきたい。尾崎は、「天皇の大権は民意に反して発動することもできるなぞということは、考えるだけでも不謹慎なりと言わねばならぬ。何となればかかる考えはその根底に於て、君意と民心が或る場合には不一致となる事もあり得る、という仮説を許容しなければ成り立たない。しかし、かかる仮想は我が国体に於て全く無用である。否、啻に無用たるに止まらず、寧ろ甚だ危険なる妄想である」¹⁰⁷⁾と主張していたのである。

議会制度を基礎とする立憲君主制は、社会からの「私的利害」の表出の「回路」（架け橋）たる政党によって、「上部構造」（政治権力）に各種の「私的利害」が反映されることによって成立している。しかし、社会の「私的利害」は多様であり、立憲君主制は、常に「不一致」を抱え込む性格を有する¹⁰⁸⁾。

故に、「君意」－「民心」の一致はあり得ない話とも言える。それでも、「君意」－「民心」の一致を目指すなら、「上部構造」（政治権力）が社会を特定のイデオロギーで統一しなくてはならない。明治維新以降の「上部構造」（政治権力）は、「天皇イデオロギー」を押し広めて社会の統一を図ったものの、階級対立等の社会の現実によって、亀裂が入るたびに、それを修復せんとして来たと言えよう。社会が「単一イデオロギー」によって統制された体制は既に指摘したように、「全体主義」であって、デモクラシーではない。この問題に対し、「大正デモクラット」は、どのように対処したのか。

第3節 変化する日本社会

吉野作造は、日露戦争を「民権（文明）」の「専制（非文明）」との戦いと解釈し、日本の勝利を願っていた。しかし、日露戦争では賠償金がとれず、重税に苦しんでいた社会の不満が「講和反対」を叫ばせた。つまり、「政府は、民衆から『自己主張』（講話反対）を求められ」¹⁰⁹⁾たが、「同時に『自己否定』（選挙権の拡張）も求められた」¹¹⁰⁾。両者は両立不可能であり、「上部構造」（政治権力）の側

が弾圧の拳に出たのも、「ある意味では当然」であった¹¹¹⁾。日露戦争開戦前の4年前(1900年、明治33年)、国税の納税額による選挙権の制限が10円に下げられたものの、当時の日本で参政権を有して得たのは、総人口の僅か2、2%¹¹²⁾であり、相変わらず、性別、財産による差別が存在していた。マルクス主義を援用すれば、当時の日本は階級国家¹¹³⁾であり、階級国家として、労農人民を抑圧、収奪し得たから、戦争遂行に必要な戦費も調達し得たのである。労農人民の「(私的)利害」が表出されていたら、彼等に対する重税賦課は困難だったであろう。つまり、「階級国家」という形で、「人体」としての「国家」の中枢部を支える「両足」からの戦費の収奪で戦争遂行がなされたわけである。しかし、日露戦争も社会にとっては、多額の賠償金を獲得するという形での国外への利益(私的利害)表出の「回路」でもあり、「講話反対」の叫びは、その「回路」が機能しないことへの怒りであった。

以上から、明治末期から、大正にかけての日本の社会は、二つの「回路」、すなわち、国外への「回路」(対外侵略)と国内の「回路」(参政権の拡大)を求めていたのであり、この両者の両立が課題であったことが分かる。

この新しい状況に対し、吉野作造は、どのような国家像を考察していたのだろうか。

すでに指摘したとおり、吉野は「人民」と「国家」は同一利害を有すべきものと考えていた。

吉野は「democracy」を、次のように二つの意義に分けた。すなわち、一、主権の所在を表す語としての『民主主義』、二、主権の政治的運用者を表す語としての『民本主義』、である。そして彼は前者を遠ざけ、後者をその主題に据え¹¹⁴⁾ていた。吉野は、天皇主権を認めつつ、その運用を問題としたわけである。

しかし、現実の問題として、労資の階級対立をはじめとする「利害」の対立は既に発生していたのであり、先にも述べた「人民」-「国家」の同一利害視は困難な状況にあった。この件について、1919年、吉野は次のように語っていた。

「今は資本家が強者だから其強を挫く為めに労働者はいろいろの武器を執る。其同じ武器を労働者が強者になった時にも振り廻すと云ふことでは、第三者の眼からすれば一方の横暴に代ふるに他方の横暴を以てするに過ぎない。茲に僕は今日の労働問題に対して人道主義の行って行くべき余地があることを思ふ¹¹⁵⁾。彼が言う「人道主義」とは、労資間の協調路線のことである¹¹⁶⁾。先の「人民」と「国家」の一体化を「人道主義」の名で労資対立にも適用せんとしたのである¹¹⁷⁾。そして、彼にとって、「国家」とは「政府」とは区別されるべき、「精神的存在」であり、「政府」-「人民」が同一の「国家精神」を有することで、両者の間に対話が可能になるとした¹¹⁸⁾。その「国家精神」の中心となるのが皇室である。彼は「天皇親政」(天皇中心主義)を批判¹¹⁹⁾しつつも、「万民の完全なる精神的尊崇の中心となる皇室」を「国家精神」の中心に据えようとした¹²⁰⁾。

以上から『高崇雄大の精神』を自覚した『偉大国民』と、天皇親政の可能性を取り除いた空虚な場所としての『皇室』とが、歴史の描く線分上でひとつに結ばれる。すなわち、国民=国家実現のための実践論的思想。これこそ吉野の構想した democracy である。『国家精神』は、その手段として目的にほかならない」と評される¹²¹⁾。

しかし、「皇室」という「伝統的正統性」もしくは「価値観」に「国家(精神)」の中心を求め、さらにそのために、これを「認めない個人主義や国家主義は、『国家精神』の外へと排除される¹²²⁾」とされていることから、「限定された多様性」が分かる。当然、「伝統的正統性」や「限定された多様性」の枠を破ろうとする動きは、「上部構造」(政治権力)によって弾圧の対象となる。幸徳秋水等の

「大逆事件」はそうした事例であったと言えよう。

以上の考察から、吉野の思想にも「君民同治」、「一君万民」の理念があるものの、現実の社会の構造変化に合わせたある程度の修正がなされたことが分かる。では、「民本主義」は当時の国際関係にどのように対処していたのか。

第4節 新たな国際関係の出現

吉野作造は、1915年に『日支交渉論』を刊行、同年の日本による対華21ヶ条の要求を、中国側や他の関係諸国の反発を誘発しないように考慮しつつも、「適当な時期に適当な場合を見て適当な要求を為し、以て着々我国の勢力利権の増進を図るということにしなければならぬ」¹²³⁾と論じ、中国側に対する帝国主義を正当化していた¹²⁴⁾。

1917年には、ロシアで、第一次世界大戦での窮乏化等によって、二月革命、十月革命（いずれも露歴）が発生し、ソビエト政権の出現を見た。

十月革命は、帝政崩壊後も、ロシア社会の生活窮乏状態にも関わらず、第一次世界大戦への参戦を継続せんとする臨時政府（二月革命にて成立）への反発から起こった側面があった¹²⁵⁾。吉野作造と同時期に活躍したジャーナリスト・石橋湛山（1884 - 1973）は、ロシアの事情を見抜いており¹²⁶⁾、石橋は、ソビエト政権圧殺を狙ったシベリア出兵に反対し、即時撤兵を主張していた¹²⁷⁾。吉野もシベリア出兵に反対はした。しかし、「予輩は必ずしも絶対的出兵反対論者ではない」とし、日本軍は、露独国境地帯まで侵入する力はないという「技術的反対論」であり、「今日世界の大勢は、故無くして領土的野心を逞うせんとするものを許さざらんとするに在る」という「世界の大勢」に順応すべし、という「『世界の大勢』順応論」でしかなかった¹²⁸⁾。又、第一次世界大戦は英仏民主主義・ドイツ軍国主義の戦いであり、前者の勝利を希望する立場から、ロシアの戦争継続を希望していた。第一次大戦前からの立憲政治を主張しつつも¹²⁹⁾、結果として、吉野作造の認識は、国際関係においては、国家を中心として、軍事力をパワーの基本とするリアリズム的国際関係論、もしくは西欧国家体系の枠組みからは外れるものではなかった。その意味でも、「大日本主義」の否定と植民地放棄を主張した石橋湛山とは対称的である¹³⁰⁾。又、吉野が内政面において、皇室を中心とした「『人民』 - 『国家』の一体化」を主張したのも帝国主義国家として、他の諸国に団結して立ち向かえるようにすべき、という考えからであろう。吉野作造においては、「デモクラシー」と「ナショナリズム」が戦争を通して、同居していた。両者の両立のために、社会の団結を望みつつも、その構造変化によって、それが容易ではない状態に吉野は苦慮していた。

吉野と石橋がそれぞれ異なった評価を下した十月革命とソビエト政権は、その後、反革命軍や列強諸国の干涉軍との内戦に勝利し、1922年には、正式にソビエト社会主義共和国連邦成立を宣言した。ソ連邦の理論的基礎たるマルクス＝レーニン主義は、労農同盟に基づく労働者、農民を中心とした労農独裁（資本家、地主等の排除）を軸としており、吉野の「人道主義」とは対局に立つものであった¹³¹⁾。十月革命とソ連邦成立は、明治期以来、日本で「家族国家観」をはじめとする「天皇イデオロギー」に対する真っ向からの挑戦であった。では、当時の日本の「上部構造」（政治権力）に政治家は、どのように対応したのか。

第5章 普通選挙の出現と日本社会の更なる変化

第1節 「大衆政治家」の動向

大正デモクラシーの舞台に登場した政治家の一人が、すでに述べた永井柳太郎である。些か重複する部分もあるが、再び永井に焦点を絞り、その動向を論じてみたい。

金沢に生まれ、父の転勤の関係で京都に移り、その後、1901年、早稲田大学に入学して永井は、先にも述べた安部磯雄（後、社会民衆党¹³²）を結党（後述）の斡旋で、大学卒業後には英国に留学し、帰国後の1909年から17年まで早大の教授を勤め、11年からは雑誌『新日本』の主筆も兼ねていた。17年に、金沢から衆院選に出馬するも落選し、翌年、再び、欧米に1年の外遊を行い、1920年、衆院選に当選し、同時に憲政会に入党、「進歩的な主張」を続けた¹³³。

永井は、第一次世界大戦後、日本は英米による他、ボルシェビズム（マルクス＝レーニン主義）による脅威にさらされていると認識していた¹³⁴。そして、階級分化が発生し、労働運動や農民運動が活発化して来た状況に対し、「自由放任主義は弱肉強食に陥り易い。此に於て再び国家の権力を以て各個人及各階級の生活を統制し弱肉強食を予防すると共に社会共存の目的を遂げんとする傾向を生じた」¹³⁵と論じ、資本主義経済の弊害の是正しようとしていた¹³⁶。永井は衆議院での演説で、労働者、資本家、農民、商工業者等、様々な階級があると明言¹³⁷し、「是等の階級を如何にして調和するか、是等の階級を最も能く調和し其階級をして国家の身体と、個性の発達とを授けることの出来る国家組織を建設することに努力せしむる」¹³⁸ことを主張した。永井は「一君万民」の「共同体的社会」に利害相反による亀裂が生じることに危惧を感じていたのであった¹³⁹。そして、この危惧に対して、既存の「上部構造」（政治権力）からの一定の解決策を用意しようとしたと言えるだろう。

永井は「社会共存」の主張は、国際関係では、「人類共存」の主張となり、「国家主義」は「人類共存主義」に一致するも、「帝国主義」は「一国家又は一民族の世界独占」であると考え、永井は帝国主義を放棄した。永井の態度の変化は、国際連盟の創設やベルサイユ体制の発足を背景としていた¹⁴⁰。永井は「主権と雖も、道徳上に於ては絶対無制限」ではなく、ある国家の優越した力による無制限の欲望達成は他国家の復讐を招き、又、当該国家の墮落になる¹⁴¹と論じている。永井は、国際組織の登場によって、主権国家による軍事力の争いが国際関係の中心的性格であるとされる西欧国家体系下である程度、「自国の安全保障」が達成され、又、「白色人種による横暴」に歯止めがかかったと考えたのである。

永井は、国内の階級対立等の社会不安への対処策として、社会政策と普通選挙（以下、普選）実施を主張した¹⁴²。そして、当時の原敬首相に対し、レーニンは労農独裁を主張し、原首相は資本家階級独裁を主張し、いずれも「民本主義の大精神」を失っている¹⁴³と述べ、階級独裁を批判したのであった。永井の思想としては、引き続き「一君万民」的平等思想があり、又、階級闘争の防止という2つの要素があった¹⁴⁴。永井は、この当時の議会を衆議院も貴族院も特権階級のそれであるとし、議会政治を擁護する立場から、労農独裁に基づくソビエト体制を批判¹⁴⁵し、貴族院を改組して、労資双方から同数の代表を選出する職能代表制の議員となすことも提案している¹⁴⁶。永井は相変わらず、「上御一人と下万民との中間に在りて、政権を壟断せんとするが如き者を撲滅致しまして、真に共存共栄を根本精神とする新社会」¹⁴⁷を主張していたが、一方で、労資による職能代表制としてのコーポラティズム的主張もしていた¹⁴⁸。永井は当時、「我国の立法府は、貴衆両院共に、大体に於て、特権階級の代表機関であって、其の政治団体の多数は純然たる保守党である」とし、自身

の憲政会については、<自由主義の理想や普選の必要性の主張をしつつも、「労働者乃至無産階級の生活の安定及び其向上を計るものとしては、尚未だ不徹底なる所が頗る多い」¹⁴⁹⁾>と批判した。「既成政党が満足せしめ能はざる労働階級乃至無産階級の要求を政治上及び経済上に実現」し得る性格を有する第三党の出現を望み¹⁵⁰⁾、それを自らの選挙区で発生していた「青年政党」に期待した¹⁵¹⁾。

はたして、永井が「青年政党」に望んだ性格は、ムッソリーニの指導するイタリアの「ファシスト党」的なものだった。永井は、ファシストは反共であるが、「労働問題解決の急務を否認するものではない」¹⁵²⁾として、「青年政党」に「ファシスト」たるべきを望んでいたのである¹⁵³⁾。そして、永井は、議会政治を守るとしつつも、昭和の軍事反乱である2・26事件の理論的基礎になったともいわれる北一輝の『日本改造法案大綱』に共鳴し、軍事力による「革新」をも考え始めた¹⁵⁴⁾。

第2節 「普選」へと向かう日本社会

普選施行が確実に成り、無産政党が動き出すと、永井は憲政会の党内改革に注力した。そして、党内で、「労農革命の侵略より免れんと欲せば勢ひ社会政策を確立して、有産・無産両階級の共存共栄を目的とする新政治を行なふことが必要」だと述べ、「経済上の立憲政体」によって、それを達成すべし、と主張した¹⁵⁵⁾。そして、「一君万民の大義が事実にて、政治上並びに社会上に実現せられますまでは、社会は依然として压制者と被压制者との二大階に分裂し、压制者は恣のままに被压制者の生活を脅威する危険が存在する」¹⁵⁶⁾と述べ、なおも「一君万民」にこだわっていた。1926年6月、憲政会は政友本党と合流し、「民政党」となった。翌27年の演説で、永井は以下のように述べた。

「民政党は建国以来の国是である一君万民の大義に則り、政治上に於ける一切の特権を排撃して、四民平等の権利自由を確保すると共に、産業上に於ける労資対等権を確立し、以て勤労大衆を生活不安より解放し、革命手段によることなく、立法手段によって、共存共栄の新社会を建設せんとするのであります」¹⁵⁷⁾。

永井はこの他、「経済組織を合理化」や「国民の生産力の総動員」を主張していた。果たして、これらの主張と「共存共栄」は如何なる関係があるのか。

ちなみに、「総動員」という言葉からは、「包括的抑圧体制」、すなわち、「異議申し立て無き参加」をイメージさせられる。先の演説中、不景気（当時）の原因として、「地主資本家の階級」が目前の私利のみを追求し、「勤労階級」と全く非協力的であることが指摘された¹⁵⁸⁾。貿易不振も同様の原因にあるとされる¹⁵⁹⁾。

この10日後、永井は再び、ムッソリーニを肯定的に評価し、「ムッソリーニの民族個性に関する根本思想だけは、第三インターナショナルによって世界が革命の大動乱に導かれんとする時、特に人類を導くべき一大思潮としてその価値を認めざるを得ないと考えます」¹⁶⁰⁾（第三インターナショナル。別名、コミンテルン。ちなみにコミンテルンは、先の十月革命の理念と実践を全世界に拡げようと、1918年、ロシアにて結成。これにより、世界各国で共産党が組織され、日本では1922年、日本共産党が結党された）と述べた。日本の「民族個性」が「一君万民」であったとすれば、永井としては、何が何でも「一君万民」を守りたかったようである。この後、1928年に入ると、「共存共栄」の標語は「国家主義大衆党」へと改められる。共産党等を「革命主義大衆党」として、「階級」に対し、「国家」、「大衆」を強調したのである¹⁶¹⁾。

この間、日本では、永井が望んだように、参政権が拡大し、1925年には25歳以上の男子による男子普選制が成立した。しかし、同年、前年の日ソ国交回復等によるマルクス＝レーニン主義等の革

命思想の流入等を防がんと、「治安維持法」が成立した¹⁶²⁾。男子普選制によって、階級国家的性格は相当に緩和されたとも言えるが、既存の支配層とも言うべき永井が言うところの「地主資本家の階級」によっておさえられていたはずの「上部構造」（政治権力）は男子普通選挙制をどのように見ていたのか。

第3節 男子普選の意味するもの

男子普通選挙制について、小南浩一氏は以下のように論じている。

「一つは、普選がより多くの国民をして国政に参加させ、国民としての義務と責任を果たさせるという論理である。これは選挙を権利であると同時に義務として強調する視点である。こうした論理は、政府側与党のみならず、反対派さらには普選即行を要求していた無産陣営にも共通して見られる視点である」¹⁶³⁾。

当時、加藤高明首相は、普選法について、次のように述べている。

「今度の選挙は……我が陛下に対して忠良なる臣民其ものをして、国家の為に負担せしむる人間を成るべく余計に殖やすと云うことでありまして、……極めて忠良なる人民として、当然の権利であるばかりでなく、選挙と云うことは義務であります、其義務を行うことをする人間が沢山になると云うことは、即ち陛下に忠義を尽くす人民が殖えるということであります」¹⁶⁴⁾。

その3年前にも、野党三派による普選案が上程され、その際の説明演説では次のような主張がなされていた。

「我国三千年来の国情と其良風美俗と現今世界の新文化との調和を図るには、普通選挙を断行して六千万同胞に悉く国家に対する責任観念を起さしめ、国家の双肩を担わしむるより緊要適切なるものはない……我が皇室と国民の関係を密接にし国民をして益々忠誠奉公の念を旺盛ならしめ国礎を強固にして以て世界の大勢に順応するのが今日の急務である。夫れには普選を実行して多数国民を政権に参加せしむることが唯一無二の策である」¹⁶⁵⁾。

さらに、同演説は最後に次のように言った。

「今やワシントン会議終了した我帝国の太平洋上に於ける地位は国民をして自覚奮発……此の国家重大の局面に際しまして国民一斉に臥薪嘗胆の大覚悟をなすには、即ち国民総動員の準備を為しますには……普選を即時断行して全国民を政権に参加せしめ、以て国家に対する大責任を徹底的に自覚せしむるよう急、且、切なることはなしと考えます、是れ本案を提出する所以なり」¹⁶⁶⁾。

明治期同様、「臥薪嘗胆」というスローガンが掲げられ、「国民総動員」という言葉が出現している。

本論文では、西欧国家体系の下、日本は明治維新以来、「天皇イデオロギー」の下、軍事力をパワーの中心とする主権国家を構築して来たものの、都市化、労資の階級対立によって、「天皇イデオロギー」が動揺し、「個人主義」や「社会主義」等の新思想が見られる社会へと時代が移行して来たことを見て来た。

普選制度は、社会の多様な「私的利害」を政党を架け橋として表出させる仕組みである。しかし、上記の演説を見る限り、立法府での多様な「私的利害」の表出を許さない「包括的抑圧体制」或は「全体主義」を内蔵する性格のものだったと言える¹⁶⁷⁾。

論文「男子普通選挙の導入と選挙運動規制」は、普選制度は「普選法が暴動の安全弁として、人

心の動揺を鎮めるとする論理である。これは元来普選に消極的な勢力をして、このまま普選を尚早として先に延ばすと、国民に不安が募り、思想の悪化、ひいては暴動を惹起するのではないかとの危惧を抱かせ、彼等を普選論に転換させる有力な論拠となっていた¹⁶⁸⁾と論じている。尾崎行雄も、同様の考えを抱いていた¹⁶⁹⁾。

しかし、如何にして、社会の多様な「私的利害」を抑え込むのか。

ことに「労資の階級対立」を抑え込むのか。現にシベリア出兵時の首相・原敬は「普選は階級闘争を促進するとして排撃」していた¹⁷⁰⁾。それを永井柳太郎が批判的に捉えていたのは、既に指摘した。

普選が実現された当時、衆院での二大政党制を意味する「憲政常道」が言われた。これは「議会中心主義」であったものの¹⁷¹⁾、その前提である選挙に関して、1925年の普選法では、選挙運動としての、戸別訪問を禁じていた。禁止理由としては、買収の防止等が挙げられていた¹⁷²⁾が、「上部構造」（政治権力）が、社会を、警察等によって監視、抑圧し難くなることを防ごうという点にあり、又、「国民の政治の民主化要求が議会勢力化することを阻むことにあった」とされる¹⁷³⁾。さらに、戸別訪問禁止は、「私情」によって、「公事」を行うことを防ぐため、と説明されていた¹⁷⁴⁾。「公事」は社会とは切断されたものだ、という認識が窺える。つまり、「上部構造」（政治権力）は相変わらず、「地主資本家の階級」といった拙稿でも触れたエリート層によっておさえられ、彼等の為に、社会が「総動員」されるという構図である。そのような状況の下で、社会はどのように「私的利害」を表出しようとしていたのか。

第6章 「普選」と無産政党

第1節 戦前日本における無産政党の活動

ロシア十月革命を誘引した第一次世界大戦は、日本での都市化や工業化を明治期に続き、更に進めた。工業労働者を中心に、都市人口は増大し、1920年の1002万人（総人口の18%）から1930年の1536万人（総人口の24%）へと増大を続け、満州事変（1931年）後になると、都市人口は30%を突破した¹⁷⁵⁾。都市化、工業化は、土地高騰による住宅不足、道路拡張、上下水道等の衛生問題等、所謂「都市問題」を顕在化し、「社会政策的費用を増大させたことが特徴的」だとされる¹⁷⁶⁾。永井柳太郎は「社会政策」を主張し、「無産政党」に対抗せんとした。では、無産政党の側は、これらの問題に如何に対処しようとしたのか。

社会民衆黨員となった安部磯雄は、都市部でも農村部でも、土地私有は弊害が大きく、公有制にする必要性を主張している。但し、「何分にも今日では、まだ地主の勢力は強大であるから、私共が考える様に左程に簡単に実現されるものでもない、土地公有の実現有利な様に、社会の気運を醸して行くには相当の時日を要するし、そして又その実現に当たっては、相当の反抗を地主から予期しなければならぬ¹⁷⁷⁾と述べている。有産階級としての地主－労農といった形での階級対立がうかがえる一文である。「地主的土地所有」への対処の主張であるといえる。マルクス＝レーニン主義を基礎とし、ロシア十月革命で成立したソビエト政権は、武力でこの課題を成し遂げようとした¹⁷⁸⁾。

「立憲政治」は、社会の「私的利害」表出のための「否定や抵抗の対象ではなく、『私的利害』を実現する回路¹⁷⁹⁾であり、男子普選制によって、労農階級にも武力によらない「回路」が開かれたとも解釈できよう。その「回路」において、土地の公有化のために、安部が打ち出した施策は、「地

租への重課」、すなわち、土地所有面積にあわせた累進税を課し、大地主に、土地売却による所有地放棄の方向に向かわせるべき、というものであった¹⁸⁰⁾。こうした土地政策の主張は、他の無産政党にも見られる¹⁸¹⁾。

無産諸政党は、1928年の衆院選では、総計466議席のうち、8議席（労働農民党2、日本労農党1、社会民衆党4、地方無産党1）を占めたに過ぎなかった。大きいのは政友会の217議席と民政党の216議席だった¹⁸²⁾。戦前の日本政治は、この2党による二大政党制であったと言えるだろう。「社会の中堅」という意識を有する「都市中小商工業者層」等は既成政党を支持する傾向が強かったとされる¹⁸³⁾。

しかし、両党の1つである民政党の政治家である永井柳太郎によって、ファシズムが主張されていたことは先に述べた。

永井の属する民政党は、政綱に「国民の意思を帝国議会に反映し、天皇統治の下、議会中心政治を徹底せしむべし」と謳っていた。これに対し、政友会政権の内相・鈴木喜三郎は、「議会中心主義」は帝国憲法の精神たる天皇主権と相入れられないとして、民政党を攻撃、第1回男子普選にて、選挙干渉を行なった。しかし、これは「政党政治の自己否定」であり、選挙干渉への追求をも含めた批判が発生、鈴木は内相辞任に追い込まれた¹⁸⁴⁾。

「本格的な政党内閣」が、政友会と民政党による二大政党制であったことは既に述べた。つまり、両党が社会の「私利私欲」の「上部構造」（政治権力）への「回路」だったと、表面上は解釈できるわけであるが、「総動員」を目指すものでもあった男子普選制の下で「回路」の役割を果たし得たのか、又、無産政党も当時の社会の現実に即した具体的提案を行なっているのに、なぜ、票が伸びなかったのか（無論、警察等による弾圧¹⁸⁵⁾といった事情も考慮すべきであるが）。普選を導入すれば、「下層階級」の方が多数派である以上、有効であるなら、「左翼政権」成立となるのであり、それを懸念したが故に、既成勢力は普選導入に反対したのである、ということも理論化されている¹⁸⁶⁾。先に述べた原敬の普選排撃はその実例である。

永井柳太郎は、先の1928年の衆院選について、無産政党は8議席にとどまったにも関わらず、「世界の各国に於ける無産党の歴史上異数の躍進」であるとしつつも「無産党の主張する社会主義乃至共産主義の学説に対して国民が共鳴を感じたためであると言ふよりは、従来の政府並に政党が国家のために為すべき改革を為さず、民衆を生活不安より解放するが為に尽すべき本文を尽して居らなかったと言ふことに対する国民の憤りを現したものである」と述べた¹⁸⁷⁾。この時期は、内相による選挙干渉や無産政党の一定の議席獲得等、社会に、「上部構造」（政治権力）による「総動員」とは異なる「私情」による政治、「私利私欲」の「回路」としての期待といったベクトルが出現していたのである。

果たして、普選で示された民衆の怒りの中で、社会の「私利私欲」の「上部構造」（政治権力）への「回路」だったはずの永井柳太郎をも含めた政友会、民政党の両党は、独占資本主義に対抗する労働者をどのように扱おうとしたのか。

第2節 八幡製鉄所に見る現場労働者の闘争

第3章で指摘した八幡製鉄所の開設によって、八幡市（当時）は、製鉄所に働く労働者の街となり、無産運動が台頭して来ていた。大正半ば以降、八幡は当時の日本の無産運動の中心地帯の一つとなる¹⁸⁸⁾。

第一次世界大戦後の1918年以降、八幡製鉄所では、小規模な労働争議が発生していた。1919年10月、浅原健三や西田という人物達によって、「日本労友会」が結成された。翌20年2月4日、同会は、労働時間の短縮や労働者への昇給等、八幡製鉄所当局に対し、労働条件の改善を要求した。さらに、同製鉄所内には、1917年6月には、比較的労資協調的な「友愛会八幡支部」が発足し、20年2月には、「製鉄所職工同志会」が発足していた。しかし、製鉄所当局は、それらの労組を交渉相手として認めず、「日本労友会」からの要求も無視していた¹⁸⁹⁾。

以上の結果、2月5日から、八幡製鉄所では4日に亘る大ストが勃発した。

警察官や憲兵の他、在郷軍人会、武道会が鎮圧に動員された。結果として、約30名の労友会幹部をも含めて、88名が検束された。それでも労友会への支持は強く、友愛会支部、鉦夫協会を加えた争議団の結成となり、製鉄所当局が接近の姿勢を示していた同志会さえも争議団に接近しつつあった¹⁹⁰⁾。

八幡製鉄所の争議は、政府を震撼せしめた。当時の農商務大臣・山本正雄は驚きつつ、「そんなことの起る筈はない。恐らく何かの謠伝ではあるまいか」と語っていた¹⁹¹⁾。「そこでは労働者のおかれていた状態など、思念の外だった」と言われている¹⁹²⁾。

争議団は2月10日には、交渉団を上京させたものの、交渉は決裂、24日には第2次ストへの突入となった。治安当局は争議団の検束を開始し、製鉄所当局は25日にはロックアウトを宣言した。同志会は「単独行動」宣言をした他、市内商店街のストへの反発、生活を憂える職工等が動揺し、27日には、同志会や八幡商工会が作業再開を嘆願、翌28日には、争議団は敗北を認めた¹⁹³⁾。

第2次ストに対し、政府は、軍の出動をも含めて、強硬手段に出た。同ストは、「何処迄も高圧手段に訴へて鎮撫」すべき性格のものであった¹⁹⁴⁾。このストに対し、警官5699人、憲兵1058人が動員され、349人が検束され、更に219名の大量解雇となった。加えて、第一次、第二次ストを通して、71名が有罪とされた¹⁹⁵⁾。

以上から、当時の日本は階級国家的社会ではあったものの、全てが労働者階級として、まとまっていたのではないことが分かる。以上の争議の結果、労働時間短縮や増給が勝ち取られたものの¹⁹⁶⁾、日本労友会は、当局の圧力で20年4月には解散に追いやられ、友愛会八幡支部も自然消滅となった¹⁹⁷⁾。しかし、日本労友会は20年1月、八幡で「普選促進市民大会」を開催、市内デモを行なった。故に「労友会は、労働運動のみならず、民主政治への志向性という点においても、先駆的な役割をはたしていた」と評価される¹⁹⁸⁾。それでは、普選は労働者にとって、どのような意味を有していたのか。

第3節 普選と労働者

労友会解散の後、1925年4月、八幡で最初の無産政党・九州民憲党（浅原健三委員長、翌26年、「民憲党」に改称）が結成された。同年、八幡方面には、労働農民党が結成され、さらに、翌年1月には、製鉄所単独無産政党組織準備会を基礎として、社会民政党が結成されている。27年9月には、最初の普選制県議会議員選挙が行われた。無産政党としては、上記3党の他、統一労働党（民憲党脱党組による結成）の4党が出馬し、民憲党の候補が当選した。さらに、28年2月の第1回衆院普選においては、福岡2区の当選4名の中、浅原健三（民憲党）、亀井貫一郎（社会民政党後身の社会民衆党支部）の2人の他、政友会、民政党が1人ずつとなっている。八幡を地盤とした政友、民政両党は惨敗したのである¹⁹⁹⁾。

選挙結果に「地元の保守政界は戦慄し」、それまで、互いに争っていた政友、民政両党は接近、協同し、「市政公新会」を結成した。当時、八幡市議会は、政友 14、民政 16、民憲 4、無所属 1 の構成だったが、既成勢力の都合に合わせた市議選挙区改変（ゲリマンダリング）が行われた²⁰⁰。その後、29年4月には、八幡市議会議員選挙がなされたが、結果は、政友 10、民政 12、日本大衆党（民憲の後進）5、社会民衆党 9、無所属 0、であった²⁰¹。ゲリマンダリング後も、無産政党、特に社会民衆党が奮戦している。同党の奮戦の理由は、先の同志会とその後身の共同研究会という組織の7千人を擁するとされた労組を支持組織として有し、労組からの組織票を得ることができたからであった。同会を、製鉄所当局は、協調的な労組として認めていたが、公認の交渉相手として認められてはいなかった²⁰²。

以上から、無産政党は労組の組織票があれば、強いことが分かる。換言すれば、労組による組織票がなければ、不利になるということを示している。本論文でも触れて来たサラリーマン等も、都市の労働者層（ホワイトカラー労働者）のはずである。しかし、彼等は製鉄所労働者（ブルーカラー労働者）のように、労組に組織化できなかつたのではないか。ちなみに労組の組織率は、最高値となった1931年においても、全労働者中の7.9%を記録したに過ぎなかつた²⁰³。明治以降の都市化とあいまって、「個人主義」を抱くサラリーマン等のホワイトカラー労働者層は、労組の中での組織化（組織内統制）を嫌っていたのかもしれない。それが、当局の弾圧と相まって、無産政党の伸び悩み、政友、民政両党を「私情利害」表出の「回路」とする判断を有権者にさせたのではないか。「天皇イデオロギー」を動揺させて来た「個人主義」が、無産政党を伸び悩ませ、結果として、「資本家と大地主とのブロック、しかも覇権が資本家に属しているブロックに支配されている」階級国家たる君主（天皇）制国家を半ば、支持することになっていたとしたら、大いなる皮肉である²⁰⁴。

普選実施に際して、当時の加藤首相が「我が陛下に対して忠良なる臣民其ものをして、国家の為に負担せしむる人間を成るべく余計に殖やす」と述べ、また、当時の「野党三派」の普選の提案にあたって、「我が皇室と国民の関係を密接にし国民をして益々忠誠奉公の念を旺盛ならしめ」といった言葉が出て来たのも、そうした理由からではないか。つまり、普選を実施しても、既成政党の地位は揺るがない、という判断からであろう。

ストライキ後、製鉄所内には、所内での意思疎通の制度としての「製鉄所懇談会」が設置されたが、参加者は非労組員の方が多く、さらに、市議員選挙直前から、「同胞相愛、流汗鍛錬の二大主義を実行し皇祖皇崇の遺訓に基きて皇国の基礎を確立し、天賦の明魂を顕現して皇国精神を発揚せんとする」製鉄所内の「イデオロギー的教化運動」としての講習会を展開した²⁰⁵。ここでも、明治以来の「家族国家」としての「天皇イデオロギー」に階級対立によって入った亀裂を修復せんとする姿勢が窺える。1933年3月迄に、25回開催された「正規講習会」によって、7千5百名の同志を確保できたとされる²⁰⁶。

1930年2月には、第2回の普選がなされた。社会民衆党の亀井貫一郎は落選したが、浅原健三（日本大衆党）は当選、彼への支持はまだ強かつた²⁰⁷。

1930年代は、不況の時代であった。これに際し、八幡製鉄所では、組織の統廃合、ブルーカラー労働者の整理解雇が進められた。無論、労働者は未組織労働者をも含めて反対し、1931年1月には、全市民の組織として「官民合同反対市民連盟」が結成された²⁰⁸。製鉄所の解雇整理は、地元商店街にとっても減収等の経済悪化を引き起こしかねない、という判断から、階級、階層といった「私利利害」の違いを乗り越えての団結だったのであり²⁰⁹、多分に寄せ集めといった性格を帯びていたの

ではないか。これらの運動に対し、警察当局は強権的な抑え込みを行い、「官民合同反対市民連盟」の背景となった「官民合同反対期成同盟会」の祝辞も中止させられた²¹⁰。この時の整理案は政府部内の問題もあり、挫折し、反対運動も消滅していたが、31年夏から年末にかけて、整理解雇計画がなされた。

この時、全国労農大衆党支部は、「誡首反対共同闘争援護連盟」の結成を呼びかけた。しかし、社会民衆党は受け入れることはなく、市議会では人員整理反対決議もなされなかった²¹¹。労働者達は「懇談会」では、当初、解雇反対を主張していたが、その後、労務部長・田尻生五等を訪問し、解雇を「余儀なきものとして認め」た²¹²。「誡首反対共同闘争援護連盟」が結成できなかった等は、『満州事変』後の状況変化によるものであったとされる²¹³。

つまり、当局の弾圧もさることながら、無産運動を続けていても、不況が解消されるわけではない。又、「懇談会」設置のきっかけともなった大ストの時同様、ストが続けば、収入がなくなるという労働者自身の不安や、スト長期化による商店街の経済麻痺への懸念といったスト当事者や関係者の動揺もあった。換言すれば、労働側は多様な意味での「個人主義」を克服できなかったのであろう。さらに、満州事変で本格化した中国侵略に加担することで、無産運動に「私的利害」の「回路」として期待することに見切りを付け、対外侵略に改めて「回路」を見出したのかもしれない。

1932年2月、改めて衆院選が行われたが、反戦を唱えた浅原健三は落選し、国家社会主義を唱えた亀井貫一郎（社会民衆党）が当選した。又、先の労務部長・田尻生五が政友会から出馬、当選している²¹⁴。やがて、整理解雇への反対運動からは、「反戦」、「階級的視点」は殆ど消滅し、労働条件のみが問題とされて行った²¹⁵。労働条件が問題とされたのは、状況の如何に関わらず、労働者の生活に直結するからであろう。又、労働者の生活維持、又は向上は、商店街の経済状況にとっても影響するので、この点は「個人主義」と衝突はしないものであろう。同年には、満州事変の影響の下、社会民衆党、全国労農大衆党の両党は合同し、「反共」、「反資本主義」、「反ファッション」の「三反主義」を掲げる社会民主主義政党である社会大衆党を結党した²¹⁶。

それでは、「私的利害」の主たる「回路」であったはずの政友会、民政党を含め、諸政党はどのような展開をとげたのであろうか。

第4節 変質し行く「大衆政治家」

「大衆政治家」として出発した永井柳太郎ではあったが、1920年代には、「日支提携」（日中提携）を主張し²¹⁷、「仮令督軍等親密な関係を結びましても、支那の民衆全体と親密な関係を結んで置かないならばこの民衆の改革運動が成功した場合には、日本の支那に於ける勢力はその根底から崩壊せざるを得ないことを恐るるのであります」²¹⁸と述べていた。

永井は、田中義一内閣（政友会）によってなされた第一次山東出兵²¹⁹を「軍隊を以て支那を圧迫することは大なる時代錯誤」²²⁰と非難した。それは、民政党の背後に、中国への経済進出を目指す実業界が支持団体となっていたことも関係していた²²¹。

しかし、経済を中心とした「日支提携」を言う永井の主張は、次第に変節して行く。

中国南京政府からの「日華通商条約」の破棄通告（1928年7月）を、永井は「国際信義に対する反逆」と非難²²²し、対中姿勢を硬化させ始めた²²³。中国が日本の安全保障や『白人専制』打破の枠組みから離脱しようとしていると考え始めた。

この後、田中義一内閣の総辞職によって、浜口雄幸内閣（民政党）が成立し、同内閣によるロンドン

海軍軍縮条約調印による軍事費削減を「国民生活の安定」と評価した永井²²⁴⁾は、満州事変までは「協調的な外交路線」の立場に立とうとしていた。中国のナショナリズムにも一定の理解を示してはいたものの、「満蒙に於ける我既得の權益は、云ふまでもなく我国の存立上特殊の重大意義を存する。満蒙に於ける平和の確保と我權益の擁護とは日本国民の生存権そのものである」²²⁵⁾と論じていた。「満蒙」においては、中国側の感情を害してはならない、とも主張したが²²⁶⁾、永井はあくまでも、同地での日本の權益に固執し続けていた²²⁷⁾。永井が一度は帝国主義を「放棄」したのは、ベルサイユ体制や国際連盟の下、軍事力に訴えなくても、自国の国益が守られ得ると期待したからである以上、軍事力によらない自国權益の確保が不可能になったからには、西欧国家体系の枠組みの中で、本来の帝国主義的側面が露わになって来るのは、当然の成り行きであったと言えよう。やがて、満州事変が勃発すると、永井の主張はさらに対外侵略的となって行く。

永井は「西欧の個人主義」や「階級主義思想」に侵され、又、「欧米依存の経済秩序」に抑圧されていた日本が、対中完全支配を目指す欧米諸国がその妨害者と見なす日本に圧迫を加えて来たことに対し、「敢然として立ち上がって、此の欧米的旧秩序を粉碎し、道義に基く新秩序を建設せんとした世界的重大事件」として「満州事変」を捉えた²²⁸⁾。幕末の「後期水戸学」が復活したような響きのある言葉である。同時に、第1章でも触れた「白人支配の打破」の理念は西欧国家体系の枠組の下、生き続けていた。

満州事変についての永井の主張は、以前からの帝国主義的側面がさらに強化されたもの、であろうが、日本国内での「内政」に関する面、すなわち、君主（天皇）制の下での平等な「一君万民」という「天皇イデオロギー」がもたらした面もある。1920年代、社会政策は不十分にしか実現せず、永井がかねてから主張していた「労働組合法」も審議未了、廃案となっていた²²⁹⁾。

永井にとっては、普選後の政界は、「金力権力の政治」であり、選挙に多額の費用を要することもあり、永井は、議会を「貴族富豪の奴隷であって、大衆の仇敵」とであると非難した。無産階級に関する法律案は1本もなく、要は、地主、資本家といった「有産階級」による階級国家的性格は何ら変わらなかった。永井は普選に失望した²³⁰⁾。

ここから、永井は「平等な理想社会」としての「一君万民」を守るために、政党员でありながら、自由を伴うデモクラシーによる議会政治よりも、階級対立等の「下部構造」的な社会の利害対立を超えた国民「総動員」を目指すべきと考え始めた。無論、先に触れたコーポラティズムはそのための手段であり、理論でもあった。又、対外侵略のために経済を中心とした「下部構造」的矛盾を乗り越えて社会を動員し、「不平等」を乗り越えるためには、次に述べる里見岸雄が主張したように、資本主義（自由主義）経済の統制も不可欠であろう。

永井は1930年代、自由主義を批判している²³¹⁾。

「最後まで、『政党』の存在価値を認め、あくまでも政党を中核とした政治体制をつくろうとしたと思われる」と評される永井ではあった²³²⁾が、民政党の「国家主義大衆党」化を主張し²³³⁾、いよいよ、「包括的抑圧体制」への歩みを強めて行く。

永井は、「国家の指導統制及保護の下に我国に於ける産業及金融の合理的、経済的社会を促進し、資本力並に労働力の総動員によりて外国に対抗し得る生産力を起こすと同時に、其收むる利益は出来る限り之が公正なる分配を助長して全国民殊に中産以下の生活不安に貢献し得る社会機能を確立」²³⁴⁾することを主張した。この後、詳述する里見岸雄と同様の主張である。さらに、永井は政党としての民政党の「労資両階級の協力」や「全国民の人間的生存に必要な社会環境並に国際環境

の建設」も主張した²³⁵⁾。これまでも指摘したように、「単一イデオロギー」しか認めず、統制経済によって「自由」を抑圧する等は「全体主義」の特徴である。それ故に、永井は、いよいよ、全体主義者と化し²³⁶⁾ つつあったと言えよう。又、永井が満州事変において、帝国主義的側面を強めたのは、対外侵略という共通の目標を持つことで、「労資両階級の協力」に貢献させ得ると考えたからではないか。

その後、時代は永井が変革の理論として興味を示した『日本国家改造法案大綱』に影響された軍事反乱とされる、2・26事件を見ることになった。

第7章 新たな政治理論の出現－里見岸雄

第1節 「社会主義を国体化せよ」という主張

1927年（昭和2年）から始まる経済恐慌の影響下に、欧州ではナチスが台頭した。そして日本では、「立憲主義」と「政党政治」に代表される明治以来の国家体系を否定する動きが強まっていた。日本社会とその利益を反映するはずの政治権力は、新たな状況にどのように反応したのか。1936年には、議会制民主主義を否定して諸問題の解決を直接に天皇に訴える²³⁷⁾ 2・26事件が起きる。

激変する状況下で正面から天皇制と向きあい、その機能を肯定的にとらえて大反響を呼んだのが、里見岸雄著『天皇とプロレタリア』である。同書の刊行は日本でマルクス主義が全盛を極めていた1929年であり、日本共産党がコミンテルンの命令書である所謂32テーゼを受け取る数年前の事である。

問題を議論するにあたり、筆者は前稿と同様、コミンテルンの32テーゼが日本社会の特質として規定した三つの柱を援用したい。絶対君主制、地主的土地所有、独占資本主義、である。ちなみにコミンテルンが絶対君主制を「天皇制」と呼び、これより「天皇制」の語句が始まったことはよく知られている。コミンテルンの32テーゼにおける君主（天皇）制論は、いうまでもなく君主（天皇）制を打倒して日本社会を変革せよという立場から書かれていた。これに対し君主（天皇）制を擁護して、地主的土地所有と独占資本主義の問題を解決しようとする主張が出現したのである。

里見は次のように言う。

「すべての右傾思想家が、神国日本の形而上学を力説し、君民一致の御国体を賛美し、忠孝一本の道徳学を高唱しているのは、マルキシストの思う壺にはまってゆくのだ。観念的国体論が跳躍すればするほど、マルキシストの戦術は奏功するのである。観念的国体論が日本国体論の代表的地位を占めていればいる程、マルキシストの仕事はしよくなる。思想善導家達が、資本家の御用哲学たる国体論を鼓吹するのは、マルキシズムを打破する目的ではあろうが、事實は、之に反し、マルキシストをして、益々乗ぜしむる結果を招致している様なものである。資本主義の用心棒が観念的国体論で民衆を陶酔させ得る間は、まだ幾分の安全弁があるが、それは早晚、その無力を自ら暴露する外ない。いかに、神国だの、ありがたい国体だの、万邦無比の国体だのと説いてきかせても、民衆が、ありがたく感じない様になってしまえば、その時、観念的国体論は終焉を告げるの外ない」（旧漢字、旧仮名遣いは現代のそれに変更。以下同じ）²³⁸⁾。

里見は、社会に対する実効性のない思想は無力であると言うのである。

里見は、「有産階級」－「無産階級」の貧富の差や搾取といった現実を批判しつつ²³⁹⁾、

「思うに、君民一致という事は、人格的共存共栄的社会を現実的に可能ならしむ為の必要であつて、それが、我国の綜合家族性の国家に於て、他のいかなる国家に於けるよりもより多く可能なのである。然しながら、天皇を統制者と仰ぐ人格的共存共栄の生活、換言すれば、日本国体そのものを君民の一致点としないならば、事実上、長い間には君民一致が破れるのである」²⁴⁰⁾

と論じている。拙稿でも引用した『国体の本義』と重複した議論であるとともに、「実効性」のある「国体」としての君主（天皇）制たる「君民一致」を求めていることが窺える。

加えて、里見は、先に紹介した大正期の政治家・尾崎行雄が「国体」について論じた「歴代天皇は民意に背かない政治をしたがゆえに、皇統が続いた」を引用²⁴¹⁾しつつ、

「君民が国体に於て一致する」ことを主張し、「君民於道一致」という成語をなしている。里見は「道とは日本国体であり、日本国体とは万世一系の天皇の実位に統一される人格的共存共栄の理念及びその行動的事実である」²⁴²⁾

と述べている。

この他、里見は皇室への尊崇も主張するが、それは「我々の生活と無関係な思想や觀念の彼方に、理想の夢を追わんがためではなく、現実の社会生活の中に激流の如くにほとばしる人生の正義と歡樂と幸福とを実現せんがためであらねばならぬ」²⁴³⁾

と、その理由を述べている。

里見は「物質生活を卑しむ勿れ」として、

「世の中の浅薄なる御用学者らは、マルキシストのみを、唯物的だ、生物学的だ、感覺的だといって、まるで動物であるかの様に評するが、資本主義家の宗派心は、こうまで人間の理性を闇黒化するものかと驚かされる。実はマルキシスト等こそ、現在に於ける理想主義者であつて、ブルジョワ達こそ、実に、感覺的、生物学的、唯物的、利己的の甚だしきものである。物質に捉えられてはいけないという事が若しも人生の真理であるならば、それはブルジョワ共に逆説して聞かせるべき題目である。

……物質に捉われる事のよくないのは、現代ブルジョワが実践的に示している通りであるが、無産者が生活の物質を得んとする場合には、物質を卑しめたがる精神主義者らは、全く正気の沙汰ではない。人間が精神的に生きる事の出来るのは、物質のおかげである」²⁴⁴⁾

と述べている。

「經濟的生活が人間を活かしておく、第一次的根本事実である事は、考えるという様な思弁で決定される事柄ではなく、あきらかに、何人と雖も認識せざるを得ない經驗的事実である」²⁴⁵⁾と述べている。里見は、「有産階級」と「無産階級」の対立を後者の前者への革命により変革せよと主張するマルクス主義と日本共産党の存在に、危機意識、対抗意識を持っているのである。

かくして、社会主義思想は

「一方の人間が働かずに資本を以て、他方の人を働かせ、その果実を享樂して生きている事実の存する限り、又これを不正に感じる人間がいる限り、決して滅び得ない思想である」²⁴⁶⁾

と論じている。そして里見は社会主義について

「文字そのものからいえば、個人主義に対立したものであつて、個人主義原理に立脚せる資本主義社会の弁証法的發展として必要的に發生せる思想である。即ち、この社会に労働する人と労働しない人が、労働した人から生活の果実をもぎとる關係を廢絶して、万人悉く労働に従事し、その労働の結果を正しく享樂せんとする思想と行動である。然らば、何故、働かない人が働いた人のもたら

す果実を収納し得るかといえ、それは、働かない人が生産機関（資本）を私有しているからである。故にこの生産機関を公有にせねばならないという思想及び行為が広義の社会主義だ」²⁴⁷⁾と論じている。

そして、里見は「社会主義を国体化せよ。毒魚河豚ですらも、これが毒素を除去すれば、膳に賞味すべき佳肴となるではないか。－社会主義を消毒利用し得ざるが如き無力なるものにして何の万邦無比であろう」と「断然叫んだ」のであった²⁴⁸⁾。

ちなみに筆者（生田）は、生産手段の「公有」が、個人と社会を対立概念としてとらえているとは思えない。個人と社会を対立概念と捉えると、「社会」の名の下に「個人」が抑圧される可能性が出現するからである。里見はこの問題を、どのようにとらえていたのか。

第2節 天皇とプロレタリア

里見岸雄は、各人に物質的生活が保証される社会としての「人格的共存共栄」、そのための生産手段の「公有」、といった性格を有する「君民一致」を求めていることが分かる。そうした性格の体制を里見は「科学的国体主義」と称していた。

里見は、君主（天皇）制について、「無産者よ此事実を凝視せよ」として、以下のように議論を展開する。

「我が日本の無産者の中には、欧亜の歴史より機能したる帝王実現の指導に迷わされて、一途に我が皇室を、西洋各国乃至支那等の古来の王者と同一視しつつある者が少なくない。君主制を廃止して民衆それ自身の自主する社会国家を理想としている者が次第に増加しつつある」²⁴⁹⁾。

「これらは全く、彼等が日本天皇を認識する事が浅薄であり、不正である為に外ならぬ。

西洋や支那の帝王は本質的に征服者であると共に常恒の権力支配者であり搾取者であった。国家も人民も悉く帝王の私経済的対象であった。ルイ 14 世の『朕は国家なり』という言葉によっても推測する事ができる様に、又、その他、いくらかも実例である通り、帝王はその権力の絶大なる時、つねに至上であった。帝王即国家であり、帝王の意欲即正義でさえあった。然るに、日本は全く世界のいかなる帝王とも類の異なった天皇を主権者として奉戴しているのである」²⁵⁰⁾。

では、日本の天皇は、どのような性格を有しているのだろうか。

「日本に於いては、天皇最尊ではなく、国体最尊である。所謂、皇祖皇宗の遺訓、建国以来の国是、換言すれば『斯道』と明治天皇が仰せられたところの人格的共存共栄の法則たる国体最尊無上で、国体の前には君主といえども服従したまうを以て原則とするのである。天皇の個人的意欲即正義ではなく、国体の体達者として又統制者としての天皇の意思を尊んだのである。ここに日本の尊貴があるのだ」²⁵¹⁾。

「国体」は国家の体制とも換言できるが、里見の理解では、「人格的共存共栄の法則」になるわけである。「国体の前には君主といえども服従したまうを以て原則とするのである」ということからして、里見は、前稿にてすでに見た明治の伊藤博文とは異なる、昭和の「君主機関説」を主張したとも言える。

里見はさらに「科学的国体主義」と称して、最早、労働問題は、単なる思想上のそれではない世界的な問題であり、各民族や国家の伝統によって違いはあれども、「先ず、自己に即しつつある社会的環境に於ける労働問題をいかに解決すべきかの考慮に第一に急ぐべきである」と論じている²⁵²⁾。

さらに、武士等の下克上の事実を認めつつも、

「日本人の心の奥の奥には君民一致、一君万民の理念が流れている」としつつ、平素の社会の意識としては、「大勢の帰するところ、非国家的現象として明治維新迄、流れ来たのである」²⁵³⁾と論じている。

日本人が有して来たとき、里見が主張する「君民一致、一君万民」、あるいは「人格的共存共栄」とは何なのか。里見は古代を例にとり、論じている。

「我国の古き社会にみれば、『草も木もみな大君のおんもの』というのがそれだ。『古事記』神代巻のはじめから、『国土は天皇のおんもの』と考えたのも、天下の民はすべての公民、天下の土地にみな公領という大化改新の精神も、実にこの臣民相互の私有慾に基く階級的分裂闘争を未然に防止する我国体、共存共栄の精華にあらずして何だ」²⁵⁴⁾。

以上のように論じた上で、里見は

「生産手段を私有化し、或は生産物を個々に全収せんとするが如き思想は、明らかに反国体的だ」²⁵⁵⁾と論じる。つまり、里見は、「生産手段社会化」、生産物の「公有制」を主張しているわけである。里見がこのような議論をしているのは、無論、1929年現在の近代日本社会の変革のためである。本論文でも後に触れるように、労資の利害対立等が既に社会問題になっていた。里見自身も労資の階級対立を認識した上で、次のように論じている。

「つまり、資本家も労働者も、互いに自己の立場に有利なる方法のみを強調せんとするところに、社会全体の共存共栄の理念と背反する根柢があるのだ。すくなくとも今日に於けるすべての生産上の労働は、個々の労働者が、個々に創立し得るものではなく、それは全く、個々の労働者に先立って存在する社会を通じてのみ可能なのである。又、すべての生産物も、決して孤立した労働者の能造ではなく、社会的になされるものだ。従って生産物は決して、労働者が直ちに全収すべきではなく、当然、社会的所有として確認され、然る後、はじめて社会そのものから、各個々人に分配されねばならん。かつ、資本家の利己的私有大欲も、労働者のそれも等しく不可なり、として裁断され、社会即ち共存共栄そのものを通じて、すべての財貨は公有すべきものだということになる」²⁵⁶⁾。

里見においては、社会は労資の階級対立を超越した存在として理解されているわけである。又、里見は、日本の「社会構成の基礎」については、古代から、「権力的支配などという観念が起らず、結束せしめ、相互扶助し、中心統一の力を以て民族を保護する思念と行為とが、あざやかであった。而して、これがついに社会の規範、即ち道として、意識的に護持されるに及んで、我が日本は国家的統成に進んだのである。即ち、一定の統制の下に各人は分業的に労働しつつ、然も、それが共通目的の為に、協同結成されていたのである。かくて、一切の生活の手段たる物資は、この共存共栄の統制下に生産され、その執行機関として、天皇の大権は確保されたのである。社会的成員のいずれの1人にもその血統の中心たる万世一系の天皇の統治は、かくて、そのいずれの1人の上にも愛護を惜しまれなかったのである。ここに於いて、すべての財貨物資は、その国家社会に属する全員のものであるが、個々に分割独占等の不法行為の起こし得ざる様、全員の主帥親たる天皇のおんものと想定したに違いない」²⁵⁷⁾。

以上から、「人格的共存共栄」等の思想は、所謂「社会的門地」等にかかわらず、皆の公正平等を前提として、皆が生産物を「社会」の名の下に上納する「国体」(国家体制)であり、天皇はそのための執行者、あるいは管理人である。そして、その為に、天皇は社会の成員に対し、公正平等に接しているという体制なのであろう。それが、里見が言うところの「国体至尊」ということであらう。

さらに、里見は自身の主張を家族関係に例えている。

「家族内の人間は、微細なる不断の観察と微産せる同情に基いて、相互にその生命を愛護する。而して、あらゆる物資は、みな共通の生活の資源として共有しているのである。親のものは子のもの、夫のものは妻のものであって、そこに何等のこだわりがない。子供の為の財を惜しむ親は通常ない。かくの如く、その生活の資源は全く共有であるが、然かも、そこには、極めて自然な統制が確立していて、一家の者は、父親の統制に服しているのである。これが真の人生幸福の縮図である」²⁵⁸⁾。

このように論じた上で、里見は以下のように続ける。

「一の家庭に於て、これは我の物、これは彼の物と互いに所有権を確立すれば、争いおのずからその間にありといわねばならぬ。邸宅も宅地も、山林も、家財道具も貯金も、みな父の名義になっても、家族は決して食うに困らない。これは長兄の所有権、これは長姉の物、これは父親、これは母親、これは末子のものと、所有権を分裂的に主張すれば、そこに何らかの故障が起こる。国家に於いても、亦同じ道理である。そこで、我々は、どの様に、物質的生活を豊かに享受させて頂く者でも、日本を以て統一ある血族国家、道義国家として輝かしく護持しようというものは、国民各自に権利を主張しては、全体の共存共栄に有害であるものだけは是非とも各自に権利を主張し得ない様にしてしまわなければならぬ」²⁵⁹⁾。

以上のような里美の議論は、財産名義は父親（家父長）のものであっても、実質的には財産は家族の共有であり、父親は単なる「管理者」という位置づけであろう。

里見は「家庭生活は最も平和親愛」である、とし、「それは生命の本質の基礎として、人格的に構成された団体だからである。そこに於ては、人格として認識されるに先立って、自然の愛を基調とし、その構成員のどの一人の生存もみな、全体の必要とまで高く意識せられた実践によって結成されている」²⁶⁰⁾と指摘している。

里見は、「空想じみた正義、空論じみた道徳、それらは今や、生活の名に於て根本的に一掃されるべきである」としつつ、「『一本のたばこも二人わけてのむ』真の共存共栄態に人類を生活づける中から、高らかに清らかに叫び出される道徳、それこそ、われらにとって、天の楽音ではないか。それが日本国体となつてこそ、国体擁護即人道であり正義であり、倫理である事になる」²⁶¹⁾と論じていることから、「自然の愛」を国家レベルまで拡大、適用すべしと論じたのである。

しかし、「家庭生活は最も平和親愛」だと言いながらも、家庭内の財産を如何に使用するか等については、成員個人によって、意見の相違があることは屢々であろう。又、父親（家父長）—他の成員の対立も想定しうる。そのような場合、管理者が権力（他の成員への支配力）を以て、抑え込まざるを得ない。当時は、

「制度化された『家』は戸主と家族から構成された。戸主は家の統率者であり、家族は戸主を筆頭とした一つの戸籍に登録された。家族単位の統率のために、戸主には家族の婚姻・養子縁組、入籍、去家に対する同意権や、家族の居住者指定権、家籍排除権など多くの権利が付与されていた」²⁶²⁾。

つまり、「全体の共存共栄に有害であるものだけは是非とも各自に権利を主張し得ない様に」すべく、当時の民法で制度的保障をなしたものであろう。この場合、家族の「共通の生活の資源」は「管理者」たる権力を有する父親（家父長）の私有財産、すなわち「私経済的現象」へと変質していくであろう。

故に、国体論について言えば、天皇—社会、又は社会の各成員の利害対立が発生した場合、「すべての財貨は公有すべき」と言いながら、実質的には天皇をいただく国家による私有化たる「私経済的現象」となる危険はないのか、ということが懸念される。

デモクラシーは、企業経営への経営参加をも含めて、参加と異議申し立てを機能させることによって、社会の各成員の声を反映させることによる財貨や生産物の分配の公正さの追求とも言える。(西ドイツ社会民主党が生産手段について、所有よりも機能を重視すべき、としたのは、そのためであろう²⁶³⁾。

故に、「全体の共存共栄に有害であるものだけは是非とも各自に権利を主張し得ない様にしてしまわなければならない」の主張は、デモクラシーの圧殺である、とも批判できる。里見は次のように言う。

「勿論、各自に私有していても毫も全民族の共存共栄に差し支えないものを私有している事は何の不都合もない。そこで有害なものだけはこれを全国民の主帥親たる天皇の御名による公有として統制すべきである。天皇の御名によりて統制される事は、国民から所有権が亡失してしまうのではなく、天皇の御名によって、普遍的に然も統一的に確保して闘争の原因を除去し、而してその所得を公正に分与されることに外ならぬ」²⁶⁴⁾。

ここにおいても、「所有」(公有)されたもの(財産、資本等)を如何に「機能」させるべきか、についての議論はない。故に、次節では、里見の議論の中での「所有」と「機能」の問題を検討してみよう。

第3節 里見岸雄に見る「所有」と「機能」

労資階級対立の超越を主張する里見は「真正なる意味での社会的共存共栄組織を建設する事によって、階級闘争がそれ自身、矛盾を起して自然消滅してしまう方法を見出さねばならぬ」²⁶⁵⁾として、

「全日本の産業組織が天皇の御名によって統制される必要がある。天皇との御名によって全産業組織が統制化されるということは、個人主義的資本主義の任意の跳梁を打破して全国民が協力して、即ち全社会が一团となって共通の生活資料を獲得する事である……」

資本主義的産業の個人的統制が天皇の御名によって、全社会的に統制されるには、それより以前に、社会そのものが、資本主義的組織であるよりは、天皇の御名によって統制される産業体型を持つ方が、遥に有利であるという事にならねばならぬ」²⁶⁶⁾と論じている。

「全社会が一团となって」という言葉からは、「単一イデオロギー」、「単一の支配政党」がうかがえる。現に、里見は複数政党制による議会制民主主義に懐疑的であった。

里見は、「政治的目的」を「その治下のすべての人間の権益を正しく護持建立するに存する」²⁶⁷⁾としつつ、

「然るにブルジョア階級の構成する種々の政治家、既成政党などの行った日本の政治は、たいていの場合、まつりごとの国体政治とは、似ても似つかぬ利権政治であった」²⁶⁸⁾と論じる。同時に、

「無産政党も、今のところ、既成ブルジョア政党に対して、相対的に存在の意義があるというだけであって、彼等もまた単に自階級の権益獲得及び擁護の外、君民一致の国体建設など眼中にない。即ち今日の資本主義的矛盾を全社会的に把握していない。この点からいえば、政党政策の為に皇室に累を及ぼす者も不都合千万なら、無産階級の擁護以外、皇室国体を重要視しないプロレタリア政党も不都合極まるものというべきである。いやしくも日本国民たるものはいかなるものかを確実に把握して、政友会だろうが、民政党だろうが、無産政党だろうが、凡そ国体に反するものは、悉くこれを膺懲するだけの用意を持っていなければならない」²⁶⁹⁾

と論じている。以上からは、階級対立等によって、日本社会に亀裂が入り、天皇の名の下での「人格的共存共栄」という理念が妨げられていることへの里見の怒りと嘆きが窺える。

故に、「天皇との御名によって全産業組織が統制化されるということ」を主張し、「社会そのものが、資本主義的組織であるよりは、天皇の御名によって統制される産業体型を持つ方が、遥に有利であるという事にならねばならぬ」ということなのであろう。

国家によって「全産業組織が統制化されるということ」は「中央統制経済」であり、全体主義を支える要素の1つである。故に、里見の思想は「単一イデオロギー」、「単一の支配政党」とあいまって、全体主義の色合いが強い。里見なりの「君主機関説」は、「絶対君主制」へと変質していく可能性をも孕んでいたと言えよう。

しかし、こうした体制を如何にして建設するのか。里見は次のように言う。

「現実社会の改造は、ひとり無産者のみならず、国民大衆与論として支持されねばならぬ。……無産者は、暴力などによって資本家を倒してすべての権利を己れに収めようなどという下劣な根性をもってはならぬ。資本家から無産者へ奪うのではなく、資本家が従来 of 独占的産業支配を、いやでも応でも天皇の御名によって全社会的に支持すべく進出せざるを得ない様にするのだ。資本家階級も、その飽くところなき自利心を強調するところなく、苟くも日本天皇の御民である以上、社会の必然的要求とあらば、むしろ潔く公明正大忠順なる姿を以て進んで、社会に妥当する様に自らを打開せねばならぬ」²⁷⁰⁾

以上からは、資本家には、その「善意」に期待し、労働者には、ある種の実力行使を呼びかけているようにも思われる。「資本家が従来 of 独占的産業支配を、いやでも応でも天皇の御名によって全社会的に支持すべく進出せざるを得ない様にする」には、やはり里見自身が否定しているはずの階級闘争が必要であらう。里見は

「世の無産階級は階級闘争だの憎悪だのという西洋直訳の愚法によらず」²⁷¹⁾

としつつも、

「全無産階級一致協力の猛運動を起」こし、又、かつての天皇の言った「百姓庶民」は「今日のプロレタリアートであって、勅語の精神は、現代に於てもさらに微動だにしない」として、「親であり、師であり、主である」天皇を担ぐよう、主張している²⁷²⁾。

里見は、『天皇とプロレタリアート』の第8章第4節にて、階級闘争を改めて批判しているものの、「無産階級の社会的勝利は、現代の社会制度を正義化する上に於て、是非とも実現せねばならぬことだ。然れども、若しも、無産階級の勝利が、有産階級の虐殺的手段によってなしとげられるものならば、その運動は、あきらかに一種の下劣なる個人主義的階級戦だ」²⁷³⁾と論じている。つまり、手段としては、階級闘争を認めるものの、資本家を全滅させるのではなく、階級対立を超えて互いに同じ日本人として、協調し合うことを主張したのであろう。しかし、里見は同時に労資協調主義をも批判する。

里見は「労資協調主義は、何をその根本的方法とするか」というと、現代の社会制度を維持して社会主義を拒み、社会政策的に労資を協調して行こうとするにある」とし、1919年、政府が資本家から集めた資金によって設立した財団法人協調会による活動は、その下での労資の利害の一致は難しい、と批判する²⁷⁴⁾。

故に、生産手段等の天皇の名の下での「中央統制経済」ということになるのであろう。しかし、これについては、もとより「天皇中心の産業統制など実現する事は、結局人間から自利心を消滅させ

るものだから、結局産業の不信、ひいては国家の窮乏を来たしはしないか」という批判が予測された²⁷⁵⁾。

里見はこのような批判に対し、ソ連のネップ政策を引用しつつ、一部の「高尚な人間」を除けば、全人間に「社会国家人類の為に働けなどと要求する事は、元来出来ない相談である」として、

「自利を求めると同時に自然に利他になる様な然も自利心が無規範に跳躍させない生活規範を確立」²⁷⁶⁾することを主張し、「生産物、消費財の分配に於て一定の差異を設けるのだ」²⁷⁷⁾と論じている。

しかし、筆者は以上のような里見の議論に疑問を持つ。市場経済の中の自由競争による各企業の経済規模の拡大という指標があれば、その指標へ各々の労働者が如何に貢献したかによって、「分配に於て一定の差異を設ける」ことができるだろう。そして、その労働者は消費者として、「生産物、消費財」を購入し、さらに労働者としての「分配」も増えるという好循環が期待できよう。しかし、「全産業組織が統制化され」た場合、市場は消滅し、「結局産業の不信、ひいては国家の窮乏を来たすことになるだろう。これでは、「生産物、消費財の分配に於て一定の差異を設ける」以前の話である。ネップは市場原理を導入したが、それは、十月革命以後の「中央統制経済」たる「戦時共産制」が「結局産業の不信、ひいては国家の窮乏を来た」したことへの自己批判からであった。

あるいは、それでも「天皇の御名によって全産業組織が統制化される」ことを続けるのであれば、「日本人の心の奥の奥」にある「君民一致、一君万民」の「理念」が生き続け、「権力的支配などという観念が起らず、結束せしめ、相互扶助し、中心統一の力を以て民族を保護する思念と行為とがあざやか」であり続けること、つまり、全日本人が天皇の名の下に「単一イデオロギー」を保持すれば、可能かもしれない。

第8章 日本の「全体主義」化の完成とその崩壊

第1節 5・15事件から政党政治の麻痺

満州事変の翌1932年、当時の与党だった政友会の総裁であり、首相だった犬養毅が、海軍青年将校に殺害される、所謂「5・15事件」が発生した。その後、二大政党である政友、民政両党の連立による斎藤実（海軍大将）による「挙国一致」内閣が成立する²⁷⁸⁾。

これらの政党と軍部の立場は、満州事変に始まる「非常時」、即ち、「満州国」の承認、リットン報告書への排撃、国際連盟からの脱退（1933年）という形で一致しており、政党による軍部への追従という方向が強まっていた²⁷⁹⁾。「対外侵略に改めて『回路』を見出した」政党がやむなく適応していったのである。

政党、特に政友会としては、衆議院で絶対多数（300議席）を占めていたので、「挙国一致」の斎藤内閣は一時的な政権（「変態」内閣）と見て、政局は「憲政常道」に戻ると見て、自党による組閣を楽観視していた。他方で、少数会派の民政党には、斎藤内閣に与党として参画できる機会だった²⁸⁰⁾。

陸軍は政党内閣の復活に反対しており、政治への口出しを戒めつつも、「軍の中心勢力としても、今の内閣でどこまでもやってもらいたい」と主張した²⁸¹⁾。さらに、陸軍は、それまで報道規制がなされていた5・15事件についての報道解禁について、軍に都合の良い報道になるように求め、司法省もその要求を呑んだ。結果として、解禁記事は、被告（海軍青年将校）への同情一色となった。5・15事件の解禁記事は社会の政党不信感を強めた。政友会による政権奪取はなく、「政党政治」は復活

しなかった²⁸²⁾。軍部によるある程度の意図的な政党不信感の醸成であった²⁸³⁾。又、同事件についての報道統制は²⁸⁴⁾「マスコミの統制」、すなわち「国家による情報の独占」である。そして、国家の情報独占は「全体主義」体制の特徴の一つである以上、日本は、いよいよ「全体主義」化が強まって来たのであった。

軍部は、さらに「非常時」を継続させようと、在郷軍人を中心に、5・15事件の被告を讃え、百万以上の署名を集め、既成政党を攻撃する同事件の被告の減刑運動を行なった。これには膨張する軍事費を批判するであろう政党を攻撃せんとする側面もあった²⁸⁵⁾。政党側も軍部に反論した。政友会は「文武互に其の職分を恪循（命令に従うこと－筆者注）し」（国際連盟脱退時の詔書、1933年3月27日²⁸⁶⁾）を引用し、軍部を批判した。しかし、社会からの政党不信は増大して行った²⁸⁷⁾。

この時期には、軍人から政党否定の思想を吹き込まれたナチに憧れる青年層が現れ²⁸⁸⁾、政友、民政両党は、「ファッショ排撃」²⁸⁹⁾、5・15事件被告の減刑嘆願に対する反論²⁹⁰⁾を行った。このあと両党は、政党は「故意に予算問題を利用し農村の軍部への反感を誘致せんとする」という軍部の「軍民離間に関する陸海軍当局談」²⁹¹⁾（1933年12月9日）に対抗すべく提携するが、1934年3月の第65議会では、同談に対する反省を求めるのみで、衆院解散を恐れて予算を否決することはなかった。

以上から、前稿でも論じたように、満州事変を契機に、既成政党は社会からの「私的利害」表出の「回路」としての実効性と正統性を失う方向に位置付けられたと言えよう。その後、1934年7月になり、斎藤内閣に続き成立した岡田啓介「拳国一致」内閣の時代に、天皇、君主制に関する大問題たる「天皇機関説」問題が出来していた。

社会からの「私的利害」表出の「回路」としての役割と正統性を失いつつあった政党の動きとしては、政友会は党内分裂等²⁹²⁾から、同内閣への反発を強め、野党的色彩を強めた。逆に民政党は与党的色彩を強めた。同年後半には、社会の「下部構造」（経済）危機が強まり、莫大な軍事費への不満の声も挙がった²⁹³⁾。政友会は農村不況視察等を目的とした地方視察を行なったが、結果は、政友会が「私的利害」の「回路」としての役割を果たせなくなったことを示すものだった。農民達は「軍部」に期待しつつ、「軍備を充実」しても農村は助からないと考えたものの、「今や政党頼むに足らず」という認識を抱きつつあった²⁹⁴⁾。農村の窮状と軍事費膨張への批判を黙過しなかった軍部は、「国防の本義とその強化の提唱」と題する「陸軍パンフレット」を發表し（34年10月）、市場経済は「階級対立」を惹起して「富の偏在」をもたらしており、現在の機構では大衆の窮乏は解決できないと主張した。

軍部の政治関与を懸念する政友、民政両党²⁹⁵⁾は再び提携したが、「反軍」も「倒閣」もできない程に無力化しており²⁹⁶⁾、このあと軍部の怒りを招きかねない予算案が惹起した衆院解散を巡り、民政党は政友会との連携を打ち切った。派閥対立を抱えた政友会は衆院解散を恐れて、軍部に全面的に屈服していく。しかし、民政党も岡田内閣の与党としての立場に執着するだけだった²⁹⁷⁾。これ等の既成政党に対し、無産政党はどのように動いたのか。

第2節 2・26事件と全体主義への道

社会大衆党書記長の麻生久は「陸軍パンフレット」に関して、「日本の国情に於ては、資本主義打倒の社会改革に於て、軍隊と無産階級との合理的結合を必然ならしめている」²⁹⁸⁾として、肯定的な評価を与えた。「陸軍パンフレット」作成には、亀井貫一郎が関与していた²⁹⁹⁾。「軍の好戦的、主戦的、排外的態度」には批判的になりつつも、社会大衆党内部には、パンフレットの内容は「反

資本主義」という点において「進歩的」であり、「主義、綱領」とは無関係に、「無産階級解放のための力となり得るものとは積極的協力すべき」であり、「陸軍が歴史の必然性に遵って社大党の意識水準まで向上して来た」と評価する声が挙がっていた³⁰⁰⁾。同党内には、軍部の動きを単に「反資本主義」という点から「進歩的」と見なすことへの批判はあった³⁰¹⁾ものの、「多数は少なくとも、パンフレットを利用価値のあるものと歓迎」していた。

社会大衆党は何故、歓迎したのか。同党も「反共」を主張し、既存の「立憲政治」を革命等によらない「私的利害」の「回路」として、利用せんとしていたからであろう。

「立憲政治」や「政党政治」、すなわち、議会制民主主義においては、政党は選挙を通して議会で議席を得ねば、「私的利害」の「回路」の役割を果たすことができない。すなわち、自党の理念「上部構造」(政治権力)に反映させることができない。社大党としては、他の既成政党が無力化し、軍部が台頭する中で、「政党政治」の枠内にて自党に有利と判断したのである。

その後、全国府県議会選(1935年秋)では、既成政党については、現状維持の投票動向が示され、又、翌36年2月の衆院選では、「社会大衆党の躍進、右翼の不振、ある程度の反ファシズムを唱えた民政党の勝利」と評される結果を招いた。以上の2つの選挙結果は、既成政党への不信感を有しつつも、社会の軍部に対する不満や生活苦を反映したものだとされている³⁰²⁾。そのような状況の下に起きたのが、同年の2・26事件だった。

2・26事件は、所謂「天皇親政」を目指す「皇道派」青年将校による国家改造を目指す運動だとされる。皇道派の思想としては、北一輝の『日本改造法案大綱』とされる³⁰³⁾。

但し、2・26事件そのものへの北一輝の思想の影響は薄い、とも言われる。同事件首謀者の1人である元陸軍大尉・村中孝次は、『日本改造法案大綱』を愛読したがその実現を企画したのではないと述べ³⁰⁴⁾、「皇権恢復、国体護持」による「理想社会の実現」を図り、「国民精神の覚醒とを目的として蹶起せるものなり」³⁰⁵⁾と述べている。

以上からだけでは、皇道派青年将校の言う「理想社会」が何であるかは定かではない。しかし彼等の主張からは、「民本主義」が否定していた「天皇親政」を希図し、議会の解散により政党政治を否定しようとしたのは明らかであろう³⁰⁶⁾。又、皇道派青年将校は、里見岸雄が主張した天皇の下での国民全員による公正平等な「家族国家」を目指していたのかもしれない。そうであるならば、社会の中の各種利害の対立の回路である政党が否定されても、おかしくはない話である。

1936年2月26日、兵1000名以上を率いて、東京で決起した皇道派青年将校等ではあったが、結果として、天皇その人の怒りに触れ、29日には、決起部隊の原隊復帰によって、事件は一応の終息を見た。

その後、同事件そのものへの関与は薄いと思われながらも、北一輝とその信頼厚い右翼活動家・西田税も逮捕され、陸軍軍法会議にかけられた後、決起した皇道派青年将校等同様、処刑された(1937年8月)。

北一輝は、1936年10月の第12回公判で、死刑を求刑された際、「『日本改造法案大綱』が矯激不逞なる思想ではなく、自分達は同事件を起こすために計画し、青年将校への指導等をおこなったのではないということだけは認めて欲しい³⁰⁷⁾と裁判長に願い出ている。

論文「北一輝と二・二六事件」の著者・木村時夫氏は「北のこの時の心境と決意とは、恐らく、いわゆる大逆事件に連座し、死刑を判決された幸徳秋水のそれと共通するものがあつたであろう」と記す³⁰⁸⁾。

本論文でも触れたように、幸徳秋水は、君主（天皇）制、又は、「天皇イデオロギー」の下で「政党政治」をなさんとする「上部構造」（政治権力）としての「立憲政治」に対し、その前提たる「政党政治」の枠を超えた形で、「左」から挑戦しようとした人物である。皇道派青年将校等に影響した北一輝の思想は同じく「政党政治」の枠を超えた形で「右」からの挑戦であった³⁰⁹⁾。明治以来の「立憲政治」は「政党政治」が麻痺していく中で、2・26事件の時点では、辛うじて左右両翼からの挑戦を退けていた。「挑戦」を退けた同体制は、このあとどうなって行ったのであろう。

第3節 全体主義に向かう日本

2・26事件によって、東京には戒厳令が敷かれ、言論は抑制された。当時の第一党である民政党は、「我国の政治は一君万民の立憲政治である」としつつも、「今は超然内閣以外の何ものも迎へ難く、憲政常道を説いても、畢竟致方ない」として、抵抗を諦め³¹⁰⁾、政友会も同様の反応だった³¹¹⁾。7月の戒厳令解除後、政党内閣の否定や政党活動の制限を含む議会改革についての「軍部案」が発表されると、それまでの軍事費大膨張等への反発から、11月には政友、民政両党とも、軍部への不満を表明し、両党は連携と国民運動の申し合わせを行なった。翌37年1月7日には、大阪で「憲法擁護大演説会」を開催し、軍部批判を行なった³¹²⁾。

こうした状況の中で、岡田内閣を引き継いでいた広田弘毅内閣が総辞職し、宇垣内閣、林銑十郎（陸軍大将）内閣と続いた。政党は林内閣に対し無力であったが、物価騰貴や労働運動等、社会不安は増大していた。同内閣は「親軍新党」結成を目指して衆議院解散を強行した³¹³⁾。政友、民政両党は、林内閣打倒で提携するも、結局は「真の挙国一致内閣の出現」を求めるとどまった。それは「両党の倒閣運動、『護憲』運動の本質が、戦時体制の中に、既成政党の席を認めてほしいという点にあったことを示している」³¹⁴⁾と評される。政党が無力化し、実効性をなくしては、立憲政治の存在意義もないが、立法府で多数を占めなければ、「上部構造」（政治権力）での存在意義を失うという「立憲政治」という既存の体制の論理だけは生きていたと言えよう。故に、軍部と雖も「親軍新党」に見られるように、「天皇制」と化した君主（立憲）制を担ぐ軍部の正当化（正統化）のためには、「立憲政治」の枠組みは否定できなかつたのであろう。

内務省は同年5月8日、既成政党への弾圧を行え、という通牒を出していた³¹⁵⁾。政党の動きが社会からの反発を誘引することを警戒していた結果である³¹⁶⁾。

以上のような政友、民政両党に対し、社会大衆党書記長の麻生個人は、「国家革新」の過程を少なくとも、五、六年は飛躍せしめ、あるいは「歴史の歯車が又1つ大きく回った」と、同事件を肯定的に評価した。麻生は、経済不況によって、「下部構造」を中心に、社会が不安に陥り、「資本主義は国民全般の生活を支へ安定する指導力を喪失し来った」にもかかわらず、「此社会的形勢の中に立って、議会はブルジョアの代弁たる既成政党に独占せられて、此革新的要望に添はざるのみか、革新的勢力の議会に入るを阻止して、日本の政治は全く此社会的必然に背反するに至つたのである」³¹⁷⁾と述べていた³¹⁸⁾。資本家・地主と労働者・農民間の階級対立を克服せんとするに、既存の体制を利用せんとするものの、その枠内での「私的利害」の表出において、限界にあたっており、無産政党と雖も、「立憲政治」、「政党政治」に否定的な軍部の力に頼らざるを得ない、というジレンマに陥っていたということであろう。前稿にて見たように伊藤博文の研修を担当したシュタインは「多数専制」を批判し、「階級対立」を指摘したが、「階級対立」がある意味、「下部構造」を中心とした社会からの「多数」の「回路」となりえず、歪んだ形の「回路」を求めた姿であったといえよう。

しかし、大阪では、2・26事件に対して、工場労働者を含めた批判の声が挙がり、好感は抱かれなかったようである。さらに、同年9月10日、陸軍は工廠の労働者に労組からの脱退を強制した。工廠内の官業労働総同盟は社会大衆党の重要な支持基盤であり、深刻な影響があった。同党大阪府連は、「労働者団結の既得権を強奪して何等の広義国防であるか」と批判し、党本部とは異り、大阪では、社会大衆党は、この時点では、「親軍」になり得ていなかった³¹⁹⁾。

明治期の自由民権運動、大正期の「民本主義」等を経て、「内に立憲主義、外に帝国主義」が言われて来た。しかし、「立憲主義」は空洞化し、「上部構造」(政治権力)は、「立憲主義」に関しては、半ば、有名無実と化した既成体制の維持のみに動くようになっていたと言えるであろう。では、既成政党の政治家はどのように行動していたのか。

永井柳太郎は、2・26事件を批判しつつも、事件を繰り返さぬためには、「肅軍」のみならず、「庶政一新」の断行が必要であると述べた³²⁰⁾。内容は、永井が言うところの国家主義大衆党による政治と統制経済である。この頃になると、国家主義大衆党の構想は、「一国一党」、即ち、一層の「全体主義」の深化であった³²¹⁾。

永井は、「荻窪会談」(1936年12月～37年1月、有馬頼寧³²²⁾邸。日独伊枢軸の強化や日ソ不可侵等について話し合われた)に参加している。この会談には林銑十郎も参加しており、水面下での永井等と軍部の接触があったとされる³²³⁾。「荻窪会談」の結論は、「新党樹立であり、しかも絶対条件として近衛公の出馬を促す」³²⁴⁾とされたが、近衛文麿の拒否で実現しなかった³²⁵⁾。先の林内閣は、「政党排斥」の方針を採りながら、永井に入閣を求めたが、永井は、民政党の「幹事長の要職にありながら党籍を離脱して入閣するようなことは全く政党员として自殺的行為である」³²⁶⁾として、入閣を拒否した。しかし実際には、離党入閣となると、林内閣および民政党との間に不和を誘引し、結果的に国家改造に害をなすことを恐れていたとされている³²⁷⁾。永井は「荻窪会談」にて、全既成政党による新党という構想を有していたとされる³²⁸⁾。

永井は有馬と共に、林内閣を継いだ第一次近衛文麿内閣に通信大臣として入閣した。永井は、同内閣で、電力統制のため、電力国家管理案(実質的国営化)を提唱、電気局長・大和田悌二に「国家総動員計画案並に準戦時体制の産業五ヵ年計画の目的に対応するに適當なる内容を具備せしむること」という文言の入った「電力政策の指標」を手渡した³²⁹⁾。政治経済両面での「全体主義」化がいよいよ具体化して来たことがうかがえる。

この後、第73議会に、関連法案と併せて「電力管理法案」が提出され、同法案は若干の修正の後、正式に成立した。永井は同法案の審議にあたって、「生命」や「財産」が「皇室カラノ御預カリモノ」であることを強調し、必要時には「憲法ニ従ッテ、生命モ犠牲トスベキデアリ」(明治憲法が「臣民ノ権利」を「法律ノ範囲内」としていることから来る解釈であろう)、又、「公益ハ私益ニ先立ツノデアルト思ヒマス。国家ノ要求ハ個人ノ要求ニ優先スルト考エテオリマス」³³⁰⁾と述べ、「公益」のため、「私益」を犠牲にすべきと主張した。換言すれば、一度は否定したはずの「治者の道徳」や「奴隷の道徳」に傾き出していたということであろう。同時に、すでに論じた里見岸雄の主張が、里見本人が批判していた既成政党にも浸透して来ていたということであろう。

そして、1937年(昭和12年)7月には、満州事変に続く日中戦争が勃発した。

第4節 「大政翼賛会」の成立による「全体主義」化の完成

日中戦争が勃発すると、社会大衆党中央は、中国侵略を肯定し、「万国の労働者団結せよ」のス

ローガンは現実味がないと判断し、11月の全国大会では、軍縮や「資本主義的帝国主義侵略政策の廃絶」等が綱領中の「政策」から削除された³³¹）。

社会大衆党大阪府連は、麻生久等の右傾化には反対していた。しかし、結果として、同府連も右傾化していった。複数の原因が有るであろうが、同党への「小市民層」（家族労働か、数名程度を雇用する小商工業者等）³³²）の入党も大きいと思われる。

社会大衆党にとって、同党の前身たる社会民衆党の頃から、「小市民層」の入党による党勢拡大は課題の1つであった。同党は結成時から、東京、大阪等で、「小市民層」獲得に努力していた。

そうした「小市民層」出身（おでん屋）の大阪の社会大衆党員・庄健一は、『大阪無産新聞』にて、「労資協調」や、政治経済等、「社会機構の改革」を主張し、「左右両翼の前衛隊諸君にあきたらない点の多いことを承認」していた³³³）。35年6月には、同新聞は『大阪都民新聞』に改められ、その中で、庄は「マルクスとレーニンとだけで日本を革進しやうとする、民族無視の公式論から脱却せねばならない。左翼闘士の所謂転向は官権の圧力による空言と見るは日本人の本質を知らない小児病者であると」と論じた³³⁴）。ここにも、「労働者の階級的団結」とは異なる「私的利害」たる「個人主義」が見出される。

さらに、庄との交遊から社会大衆党に入党した、カフェ、バー等の経営者・中田政三という男がいた。中田は「日本民族が白色人種に劣らざること」を主張し、日本が満州問題について、「決然と国際連盟を脱退するに至ったのも、人口問題、経済問題、殊に軍備の問題に即して、国内的に反省した結果に他ならない」と述べ、「わが君臣国体、天皇統治体、祭政、事を同じうして、時間空間、普遍無窮に垂れる政治、即ち、皇道精神発現莊嚴な姿を思ふ時、われわれは真に幸福である」とも述べていた。

中田の発言について、六甲学院教師・小泉洋氏は「世界制覇を夢見る右翼国家主義思想と同じである」と評する³³⁵）。しかし、中田の思想は、これまで、本論文でも論じて来た明治以来の自由民権派や大正デモクラットや永井柳太郎の思想とも共通するものがあると言える。以上のような思想は、明治期の日清、日露戦争同様、既存の体制を利用し、海外侵略に「私的利害」の「回路」を求めんとする性格のものとも言える。

以上のように、「小市民層党員」は社会大衆党の「党勢拡大に寄与したが、本部の親軍・国家社会主義的方針への画一化を進める役割を果たした」³³⁶）と評される。つまり、無産政党たる社会大衆党を右傾化させることによる侵略への加担である。

日中戦争は、止むことなく泥沼化し、時局は、より統制の容易な体制を求めていた。近衛新党運動が再燃し、最初は拒否していた近衛文麿自身も新党結成を表明した。近衛文麿側近でもあった有馬頼寧等が中心となって、1940年5月26日には「新党樹立の党書」を作成、近衛自身の枢密院議長辞職によって、同運動（新体制運動）は一挙に加速、各政党は次々と解党、永井自身も7月25日、「新体制促進同志会」へと合流したのであった³³⁷）。

以上のような状況は次のような解釈できる。「個人主義」の立場に立つ「社会の中堅」は、既成政党たる政友、民政両党に対する不信感を抱き、支持をとりやめた。しかし、労組等に団結しての既成体制への反抗や革命による既成体制打破といった活動を望まなかった。無産政党たる社会大衆党は、「社会の中堅」が加入したことで右傾化し、「外に帝国主義」を受け入れて、新体制運動に合流したのである。

永井にとっては「新体制」（新政治体制）は「国防、政治、経済、文化の各分野を網羅して、天皇

を中心に一元的且有機の国民協力体制を結成せん³³⁸⁾という「一君万民」の具現化であった。それを基礎に、「大政翼賛会」が成立した。同会は「政党」の形を採っていなかったが、永井は追従した。ここに、「政党」を基礎とした旧来からの永井の立場は終わったと言えよう³³⁹⁾。それは同時に、「一君万民」を守らんがために、西欧国家体系の下で帝国主義へ回帰した姿と言えよう。

社会大衆党も同年に解党し、大政翼賛会に合流した³⁴⁰⁾。それは、「反ファッショ」を掲げながら、結果として「ファッショ」とも言うべき体制に合流せざるを得なかった姿である。同時に、各党の解党と大政翼賛会への合流は、有名無実と化していた「政党政治」に基づく「立憲政治」の完全な終焉だった。これ以降、大正時代には『内に立憲主義、外に帝国主義』と言われていた明治以来の体制は、「帝国主義」のみの体制になって行く。既に1938年には、国家総動員法が成立し、「中央統制経済」が完了していた。労組は弾圧されて解散するか、スト絶滅を宣言させられ、労働者はコーポラティズムとしての「産業報国会」に参加させられていた³⁴¹⁾。

第5節 「産業報国会」の実態

「産業報国会」には「労働者の自主性は全く無かった」とされる³⁴²⁾。その意味では、経済が国家の「私経済的現象」と化したことが窺える。しかし、以下のような解釈が存在する。

第一次世界大戦後、労働者は「管理者の恣意な差別的や懲罰の対象に甘んずることはもはやできなくなっていた。人間としての尊厳の尊重や正当な処遇を求めるといふ包括的かつ曖昧な要求」をなすようになっていた³⁴³⁾。1920年代には、「争議行使力を背景とする“権利としての団結”とは一線を画す労働者自身の組織を容認し、それを労使懇談制度に付加するという方向性」³⁴⁴⁾があった。しかし、1930年代に入り、「昭和恐慌、満州事変による準戦時体制への移行へと外部環境が変化するなかで、不十分ではあれ、労働者集団の固有の利害を認めつつあった制度は克服の対象となっていた。すなわち『労資一体』、『労働報国』などの言葉とともに、新しいイデオロギーやそれに整合する制度への模索が始まった」のである³⁴⁵⁾。日中戦争勃発後、官、労、使の各代表は、新たな労使関係の協議を開始した。その推進役となったのは「半官半民組織」たる「協調会」であった。1938年7月には産業報国連盟なる民間組織が作られた。しかし、同「連盟」は、既存の労組や「労使懇談制度」とも共存し得る性格のものであり、特に「新しい労使関係」は創出し得なかったとされる³⁴⁶⁾。しかし、1940年11月の閣議決定「勤労新体制確立要綱」が大幅な転換となった。

産業報国連盟の「要綱」におけるイデオロギーの中核は「勤労」であり、「労働者も職員も経営者も国家に奉仕する『勤労者』として初めて真の国民たりえ、その意味では平等なのである。またこの『勤労者』は個別企業に分断された従業員ではない。産報はそうした枠を超えた『全勤労者の結集運動』として新しい意義があるとされた」³⁴⁷⁾と評され、「国家への奉仕」という意味と同時に、「全人格」を発露する「崇高な行為」故に、「当然苦役であってはならず、『創意的、自発的』であるべき」とされた³⁴⁸⁾。この点は、「民本主義」を唱えた吉野作造等の教育論と似ている。又、労働者は、「勤労」をなす「榮譽」であるとして、「第一次世界大戦以降の労使関係制度の背景に存在していた『人格主義』イデオロギーが再編された。「上部構造」(政治権力)による労働者の地位のある種の承認であったと言えよう。そして、労働の組織たる「勤労組織」は、労組の代替者ではなく、それを「超えるもの、克服するもの」とされた³⁴⁹⁾。

産業報国連盟の『「勤労」イデオロギー』の下では、「榮譽」を尊重されるべき「勤労者」は「生活の安定性」を確保されるべきとして、「一定の生活条件が確保される生活給原則が浮上」し、『勤

『勤労者』としての『人格承認』を実現するという考え方があった。これは「国家への奉仕を前提に、その見返りとして生活の安定性が確保される存在」であった。さらに、戦争遂行のためには、「労働者の協力」や「労働争議の回避」が必要であり、それは「一面的な強制装置のみでは不可能」であった。故に、「労働者の地位を向上させるイデオロギーが必要」とされた³⁵⁰⁾。

1940年11月には、産業報国連盟を拡大して「大日本産業報国会」が組織された。末端に置かれたのが「五人組」であり、現場労働についての自発的な提言を常に場所を問わず行えるものとされた。「五人組」は、「なじみの仲間の間での日々の仕事の工夫に必要な応じた懇談というインフォーマルな形での人と人の親密な間柄、切磋琢磨を基盤として、国家への奉仕を実現する場として構想されていた」。本文中でも述べた八幡製鉄所等では、「労資融合」を実現せんと、既に似た組織が作られていた³⁵¹⁾。「生活給原則」は「家族手当」として実現され、1942年7月になると、事業所によっては100%近い支給率になったところもあった³⁵²⁾。

以上から、労働者にとっては軍部の独走、「立憲政治」否定による「ファッショ政治」であっても、生活の安定をもたらす等、「人格承認」をしてくれるなら、それは支持しうる「上部構造」（政治権力）という一面があったのであろう。「私的利害」の対立がなく、又、労資（使）を問わず皆、平等という意味で、明治以来の「一君万民」が経済、労働の現場でも「実現」したと言えよう³⁵³⁾。換言すれば、「万人悉く労働に従事」する体制の完成であった。

以上のとおり、大正デモクラシーが追求していた労資協調は、「政党政治」や「立憲主義」の否定によって成立を見るという皮肉な結果となった。「君主機関説」的な「天皇イデオロギー」は、「絶対君主制」としての「天皇制」による「天皇制ファシズム」に変化することにより、「産業化・近代化により解体した人間紐帯を皇国臣民として再編し、高度国防国家の建設に対処」しようとしたのである³⁵⁴⁾。

「一君万民」、「君民同治」、即ち、「家族国家観」的「天皇イデオロギー」は、階級対立のみならず、「個人主義」といった社会の現実によって、何度も崩れようとした。「一君万民」、「君民同治」すなわち、「天皇イデオロギー」は、明治維新以来、立憲君主制国家として、軍事力をパワーの中心とした主権国家体系としての西欧国家体系の中で、日本の存立を求める思想的枠組みであった。所謂「戦前日本」は此の「思想的枠組み」を脅かしかねないものは、「左」であれ「右」であれ、否定し、または政治的弾圧を加えて、その体制を守らんとして来た。しかし、「左右両翼」からの挑戦を否定、弾圧した「思想的枠組み」に基づく「立憲君主制国家」には、社会からの現実の「私的利害」の表出には対応できなかったと言えよう。その原因として、「一君万民」、「君民同治」は「社会からの現実の『私的利害』の表出」に対して、如何に対処すべきか、ということについて、君主（天皇）制が打倒されることを恐れて、「天皇イデオロギー」等をも含めて、その根本的変革への志向に消極的であったこと、同時に、西欧国家体型の中での国家的存立のために、独占資本を擁護する等から、現実の問題として階級対立が起きているにも関わらず、無産政党が弾圧されていたのと同時に、既成政党が、有産階級の既得権益擁護のために、労働者、農民等の所謂「無産階級」の「私的利害」の「回路」として機能しなかったこと等が挙げられよう。政友会・田中義一内閣を「地主応援軍」と非難する無産政党のスローガンはそれを象徴していよう³⁵⁵⁾。民政党の永井柳太郎は「一君万民」に基づく「立憲君主制国家」の枠組みの中で、階級対立の解決を試みたが挫折し、全体主義の方向に走ったことは論文でも検討して来た。さらに、「天皇イデオロギー」を侵食していたはずの所謂「個人主

義」が、それ故に、「天皇イデオロギー」への抵抗力を示すことなく、「天皇制」の登場への道を開いたのであった。

結果として、「絶対君主制」へと変質した「君主機関説」型の体制は社会の「私利私欲」に対処しきれなかったという意味で、又それ故にデモクラシーを圧殺したという意味で、天皇をいただく当時の「上部構造」(政治権力)とその思想としての各種の「天皇イデオロギー」は、社会の現実に敗北したのである、と筆者は考えざるを得ない。換言すれば、明治憲法の起草にあたって、伊藤博文にある種の自信を与えた「社会」そのものによって、明治以来の「有機体」的「人体」としての「国家」は「恩賜的民権」、即ち、「『上部構造』(政治権力)からの民主化」³⁵⁶⁾といった側面をも含め、その限界が露呈したとすることもできるであろう。換言すれば、「単一イデオロギー」の性格を有していた「後期水戸学」からの流れを汲む「去私」の思想は、階級対立をも含めた多様な利害に対応できなかったことが分かる。

そして、1945年8月15日には帝国主義戦争にも敗北した「天皇イデオロギー」と君主(天皇)制ではあったが、その原因となった「下部構造」(経済)を中心とした社会の現実の矛盾の解消は、それ以降に持ち越されたのである。

終章 存在意義を失って行った天皇イデオロギーと君主(天皇)制の廃止

敗戦により、日本は、連合軍を占領軍として受け入れ、GHQの改革指導により、日本では、民主化が進んだ。

敗戦に対する社会の反応は否定と肯定の両面が併存していた。しかし、東久邇宮内閣の発表により、敗戦が受け入れられ、又、「占領政策が日本人にとって否定すべきものではなく、むしろ、歓迎すべきものであることが判るにつれ」、「否定から肯定へと」、その反応は変化して行った³⁵⁷⁾。

日本国憲法(現行憲法)は、大日本帝国憲法を改正する形で1946年11月、公布され、1947年5月、施行された。日本国憲法では、男女の同権が謳われ(第14条)、勤労者の労働三権(団結権、団体交渉権、団体行動権)が保証された(第28条)。それに合わせて、家族国家観を支えるものとされた家制度は、現行憲法施行の後、同年内に廃止となった。社会の中で、「家庭生活」における「天皇イデオロギー」が解体されたと言えるだろう。

「家制度」が解体されたのは、家庭内での財産の「公有」を建前としながら、結果として管理者たる家父長による「私有化」がなされるという問題、すなわち、ある種の人権問題は家制度そのものの解体なくしては解決できないことを意味した。つまり、権力者による「自然の愛」には期待できないのである。

農村部では、地主制度が解体され、小作農の多くが一挙に自作農となり、生活は大幅に改善された。この改革は、「左」、「右」の過激勢力へと農村が走らぬようにする画期的意味を有する改革だったと評価されている。農村は「革命の拠点」とならず、「保守勢力の地盤」と化したのである³⁵⁸⁾。天皇中心の「一君万民」、「君民同治」に基づく君主(天皇)制国家の機能に頼ることなく、明治以降、解決できなかった問題を一挙に解決したとののである。この点においてまさに「革命」的な出来事だったと言えるだろう。ちなみにロシア革命では、同様の問題が武力で解決されていた。

この後、「保守勢力の地盤」と化した農村部からは、1955年に結党された自由民主党を中心とした

保守政党を「回路」にして、「私的利害」の表出がなされ、自民党議員をはじめとする保守政党議員によって、「利益誘導政治」がなされた。新潟県出身で、地元選挙区に道路、鉄道等を建設し、地元選挙区民に多大な支持を受けた田中角栄はその典型である。ロッキード事件で刑事被告人となりながらも、保釈後、無所属で立候補、当選した姿は、「利益誘導政治」の象徴的姿であった³⁵⁹⁾。

都市部では、財閥等、独占資本も解体され、憲法によって勤労者の権利が保証された。その労働者層は戦後、暫く期間、民主化のために、労組結成を奨励したGHQの政策を背景に、激しい労働運動等を展開した。戦前、戦中の対外侵略という労資共通の目標が霧散し、もはや、「産業報国会」的な統制は維持できなかった。里見岸雄の主張した「自然の愛」も労使の間から消滅していた。しかし、1960年の三井三池争議を境に、日本経済が高度経済成長期に入ってしまったことによって、「家族主義」的企業経営が蘇った。「労資」は「労使」となり、労使協調が強調され、終身雇用、年功序列等が企業社会の基本となって行った³⁶⁰⁾。「家族国家観」的な経営、労使関係の復活であり、その結果、労使の格差は縮小した。

皮肉な話だが、都市部の労働現場で、ある種の「天皇イデオロギー」が機能することで、労使間の課題が、ある程度、解消された。但し、これは企業同士の競争という市場あつての話であった。そして、戦後の企業社会は、労働者層のある種の「私的利害」の「回路」として機能した、と評価できる。いずれにせよ、農村部での地主的土地所有と都市部での独占資本主義は解体された。

そして、この後、農村部からの若者達の集団就職、家制度廃止によってもはや「戸主」の地位を喪失した父親等の出稼ぎ等、人口流入が加速した。その結果、都会での「立身出世」等を指すという意味での「回路」がより強まって行ったと言えよう。そして、「回路」を通した人口移動の結果として、都市部の過密と農村部の過疎といった状況が生まれ、その解消のために、先の田中角栄が「日本列島改造」を首相として、主張したのである³⁶¹⁾。

以上のような状況の下、日本の社会全体の経済格差は縮小し、経済的繁栄を享受できるようになった。1955年に左右分裂を解消して、統一を果たし、自民党と共に、所謂「55年体制」の担い手となった日本社会党は、1990年代に自民党が下野するまで、一貫して野党の地位に留まった。GHQの「革命」によって、大幅に改革された日本では、自民党が国民諸階層の「私的利害」の表出の「回路」として機能し、「自主憲法制定」を党是に謳い、現行憲法に否定的であるにも関わらず、安定した政権を続けることになった。その一方で、戦前からの社会的課題の解決は、GHQによって基本的に解決される等して来たにもかかわらず、相変わらず、マルクス＝レーニン主義を主張し続けた当時の日本社会党が、「私的利害」の「上部構造」(政治権力)への表出の「回路」としては然程の期待を戦後の社会から得られなかった³⁶²⁾。

以上のことから、次のような結論を得ることができるだろう。戦後の社会の安定や成長は、政治経済両面での「私的利害」表出の「回路」が機能することによってもたらされた。現行憲法第1章で規定された「国民の総意に基づく」という表現からは君主(天皇)制は戦後も「一君万民」的性格を継承していたことが窺える。しかし、戦後の安定は、決して「国民統合の象徴」としての天皇が存在していたからではない。

故に、戦後の改革において、君主(天皇)制が廃止されていたとしても、戦後の社会において安定した「共和国・日本」が生まれ、君主(天皇)制は過去のものとなって、人々(社会)から忘れ去られ、学校のテキスト等においても、「わが国には、かつて、天皇(制)があり、憲法でも天皇主権となっていました、主権在民の今日

では、大統領を中心とした共和国になっています」

等と記載され、君主（天皇）制は資料集やテキストといった書物の中だけの存在になっていたかもしれない。故に、今日の君主（天皇）制については「伝統的正統性」のみが残っているということになる。

君主（天皇）制の正統性については、敗戦後、「社会は、旧体制の中心をなしていた筈の天皇を支持した」ではないか、という反論もあるであろう。

敗戦によって崩壊した「全体主義」体制として旧体制からの解放され、日本社会には、新たな自由がもたらされていた。戦後の第1回衆議院総選挙での諸政党の乱立³⁶³に見られるように、大きな混乱、換言すれば、社会が「右往左往」の大混乱状態になっていたとも言える。その結果、日本という国を新たなステップに進めうるのは、とりあえず、戦前から、多くの「支持」を集めている君主（天皇）制によるべきという判断が、社会の大勢だったのである³⁶⁴。しかし、旧体制の崩壊に伴う社会の「右往左往」は日本にとどまらず、頻繁に見られる現象である³⁶⁵

戦後改革において、各種の改革政策と君主（天皇）制廃止がセットになっていたとしても、戦前からの懸案であった地主的土地所有と独占資本主義が解体され、社会からの「私的利害」の表出が様々な可能になり、現実の生活が大幅に改善され安定した以上、一時的な混乱はあったとしても、結果として社会からの支持を受け得たと考えられる。敗戦直後に、近衛文麿は時代が下るにつれて、共和制支持が増える可能性があるので、早めに国民投票で君主（天皇）制の地位を固めるべきだ、という意味の発言をしたとされる。近衛には、本論文で論じてきた君主（天皇）制の本質が認識されていたからではないか³⁶⁶。

そして、先のような性格の戦後日本の企業社会ではあったが、女性達が企業内での男女格差に対して、声を挙げ始め、徐々に、男女差別の是正が進んで来た³⁶⁷。他方、昨今では、リストラ名目での労働者の解雇が盛んとなり、労使（労資）の対立が強まって来ているとも言える³⁶⁸。その意味でも、「労働現場での、ある種の天皇イデオロギー」も解体されつつあると言えよう。

以上のような状況の中で、結果として本論文序章で論じた意味での君主（天皇）制は、皇室関係の各種の「儀式」等の力で辛うじて存続しているのである。つまり、「感情的」かつ「抽象的」に支持されているのであろう。それらを通して、天皇を「主権者たる国民の『総意に基づく』形での『国民統合の象徴』」たらしめていると言えよう。換言すれば、里見岸雄が言ったように、「民衆が、ありがたく感じない様になってしまえば、その時、観念的国体論は終焉を告げるの外ない」のであり、それ故、「儀式」がなければ、忘れられてしまう「天皇制」裏打ちする「伝統的正統性」も弱体化してきているということである。

自民党の改憲案には、その天皇の元首化が明記されている。換言すれば、「社会に『強制的鎧』」を着せようとしているのである。自民党が、「天皇の元首化」を主張し、社会に対する思想的な「強制的鎧」を持ち出さん、としているのは、脆弱化した天皇や君主制への支持を強固なものに引き戻す、という願望があるからであろう。その結果、君主（天皇）制を巡り、明治以来続いて来た社会の現実に起因する弱体化と再強化を試みる「上部構造」（政治権力）との綱引きが、21世紀の今日も続いていると言えるだろう。君主（天皇）制は、選挙等による「合法的正統性」を有さない「伝統的正統性」である以上、この綱引きからは逃れられない。

かつて、伊藤博文は「日本の君主は国家を代表すると云はずして、日本国を表彰する。表はすといふ字を使ひたいと思ふ。決して代表ではない」と述べていた。この中の「君主」に「大統領」を

代入すれば、「日本の大統領は国家を代表すると云はずして、日本国を表彰する」になる。必ずしも、「伝統的正統性」たる天皇を必要としない、ということを示していよう。

現代の国際社会は、多国籍企業や国境を越えた労働力としての自然人の移動等、「社会」が主権国家を中心とする西欧国家体系的な既存の「国家」の枠組みを超える状況が出現している。そして、「経済のグローバル化」が言われ、軍事力優先の「国家」を中心とした国際関係はほぼ終焉したと言えよう。拘束する上位者が存在しないとされて来た西欧国家体系における「主権国家」は、WTO（世界貿易機関、1995年発足）が登場したことに見られるように、「上位者」が現れ、拘束されるようになって来ている。又、各地方自治体が、中央政府（主権国家）とは別に独自の自治体外交を推進している事例も少なくない。天皇を中心とした「君主機関説」的国家形成は、西欧国家体系に立脚するためのものであった。伊藤博文にも、自由民権運動家にも、大正デモクラットにも共通していた「凡そ一国と云ふものは、其の国土と人民とを総て一つの風呂敷の中に包んだやうなものである」国家像は既に過去のものになっている。その意味でも、君主（天皇）制の存在意義は失われたと考えられる。

筆者は、グローバル化が言われる現代、生産手段の公有化、社会的所有を含む「生産手段の社会化」を否定しない。しかし、それらは労働者の経営参加や自主管理、或は、地域住民からの参加といった意義も申し立てを含む各種の主張からなる「市民社会」によってなされるべきであり、「伝統的正統性」をも含む「上部構造」（政治権力）による国家統制ではないことを主張して、本論文の締めくくりとしたい。

注

- 1) 『立命館文学』669号、pp.63 - 89
- 2) 川田侃編『国際政治経済辞典 改訂版』東京書籍、2003年、p.442
- 3) 但し、大日本帝国憲法にて規定された立法院としての国会はその後にも存続していた。大政翼賛会の成立による事実上の一党制によって、社会からの上部構造（政治権力）への各利害の表出のための架け橋であった各政党が消滅した後の立法院の機能については、後日、それをテーマとして別稿を執筆したい。
- 4) 拙稿「ある君主機関説論－明治の日本国家像についての私見」、参照
欧米の論者からは、現行憲法によって単なる象徴とされている日本の天皇は、西欧の君主と似てはいるものの、「英国の女王とは異り、主権者でも、国家元首でも、軍司令官でも、国教会の長でも、貴族の頂点でも、大土地所有者でもない」という意味では、「他の全ての王や女王よりも低い」地位であると評価されている（Ben-Ami Shillony, *The Japanese Imperial institution: Crisis and Continuity Japanese Monarchy: Past and Present*, November discussion paper no.is/06/512 {PDF}, 2006, p.1
- 5) 松田博『グラムシ思想の探求 ヘゲモニ・陣地戦・サバルタン』新泉社、2007年、pp. 23 - 24
本文中の引用は、グラムシの理論に「天皇」についての筆者自身の言葉を加えたものである。
- 6) ハイ・ポリテイクスは、軍事問題を経済問題（ロウ・ポリテイクス）より高次元である、とする議論である。しかし、1970年頃から、先進諸国では経済的困難が相次いだことから、経済問題が「高次元の政治」として扱われる傾向が強まり、「高次元」－「低次元」の区分自体が意味を失っていった（前掲『国際政治経済辞典 改訂版』、p.207）。経済クローバル化が進み、諸国間の経済的相互依存が進んだ今日では、「軍事力というものがほとんど意味を失ってはいなくてはならない」とされる（加来弓月『地球化時代の国際政治経済－情報通信化革命と運輸革命の衝撃』中公新書、1995年、pp.44 - 45）。
- 7) 北野雄士「水戸学と幕末武士層」(PDF)、p.71
- 8) 同上、p.71
- 9) 奈良勝司「後期水戸学と国際秩序－文久元年の『新聞』からみる－」(PDF)、p.85
- 10) 同上、pp.89 - 90

- 11) 同上、p.91
- 12) 同上、pp.92 - 94
- 13) 長谷川正安『昭和憲法史』岩波書店、1961年、p.7
- 14) 大川真「後期水戸学における思想的展開－会沢正志斎の思想を中心に－」『日本思想史学 39』2007年、p.115
- 15) 張惟綜「水戸学と吉田松陰」(PDF)、p.51
- 16) 同上、p.51
- 17) 前掲「水戸学と幕末武士層」、p.71
- 18) 前掲「水戸学と吉田松陰」、pp.54 - 55
- 19) 同上、p.57
- 20) 前掲『グラムシ思想の探求 ヘゲモニ・陣地戦・サバルタン』、p. 26
- 21) 明治維新以降、民間でも作成された私擬憲法草案には、植木枝盛の「日本国憲案」(1881年8月以降起草)のように、「上部構造」(政治権力)の暴政に対し、社会による武装蜂起や政府転覆を認めた(同案第71条、72条)もの(江村栄一『日本近代思想体系9 憲法構想』岩波書店、1989年、p.188)や「天皇も人民もみな同じであること、国家における天皇は『第一等ノ高官』にすぎないものであり、その権力は政体に関係なく無制限であってはならない」という議論もあった(同上、p.462)。本文中にも見るように、大日本帝国憲法にも、「君権」の制限といった視点はあるものの、社会による「抵抗権」、「革命権」といった規定は存在しない。その意味では、大日本帝国憲法は人民を「臣民」と位置付けることで、「上部構造」(政治権力)による社会の「総動員」という性格を優先させていたとも言えるだろう。
- 22) 朴普雨「民権派新聞の天皇巡幸観について」『一橋論叢』110(2)、1993年8月(PDF)、参照
- 23) 同上、p.290
- 24) 永井柳太郎伝記編纂会『永井柳太郎』勁草書房、1959年、pp.52 - 53
- 25) 永井柳太郎『英人氣質思ひ出の記』実業之日本社、1910年、p.404
- 26) 前掲『永井柳太郎』、pp.75 - 76
- 27) 「永井柳太郎論(1)－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程－」前掲雑誌、p.291
- 28) 永井柳太郎「米国学者の亜細亜移民排斥論を評す(下)」『早稲田学報』148、1907年7月、p.22
- 29) 「永井柳太郎論(1)－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程－」前掲雑誌、p.291
- 30) 永井柳太郎「社会問題」『早稲田学報』196、1911年6月、p.5
- 31) 「永井柳太郎論(1)－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程－」前掲雑誌、p.292
- 32) 永井柳太郎『社会問題と植民問題』新興社、1921年、pp.65 - 67
- 33) 永井柳太郎「労働組合論」『新日本』1912年5月、p.19
- 34) 「永井柳太郎論(1)－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程－」前掲雑誌、pp.294 - 295
- 35) 永井柳太郎「五反百姓論」『新日本』1 - 4、1911年7月、p.21(「永井柳太郎論(1)－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程－」からの転載)
- 36) 「永井柳太郎論(1)－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程－」前掲雑誌、pp.294 - 295
- 37) 同上、pp.295 - 297
永井柳太郎「労働組合論」『新日本』1912年3月、p.20
前掲『社会問題と植民問題』、p.303
- 38) 木坂順一郎「大正期民本主義者の国際認識」(PDF)、p.59
- 39) 「永井柳太郎論(1)－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程－」前掲雑誌、p.298
- 40) 永井柳太郎「国民的維新より世界的維新へ」『新日本』7 - 2、1917年2月、p.17
「世界をして全人類の世界たらしめよ」大日本雄弁会編『永井柳太郎氏大演説集』大日本雄弁講談社、1924年、pp.68 - 85
- 41) 橋本哲哉「永井柳太郎の植民論・シベリア論」『金沢大学経済論集』27号、1990年3月(PDF)、p.29
- 42) 永井柳太郎『植民原論』巖南堂、1921年、pp.50-51
- 43) 「永井柳太郎の植民論・シベリア論」前掲雑誌、p.30
- 44) 同上、p.32

- 45) 同上、pp.34-35
- 46) 同論文に関しては、同上、pp.36-43 に全文掲載。
- 47) 同上、p.43
- 48) 同上、p.43
- 49) 同上、pp.43-44
- 50) 坂本健蔵「永井柳太郎の日中提携論：第一次大戦期を中心に」『法学研究』73巻9号、2000年、p.39
- 51) 同上、p.40
- 対中関係については、既に辛亥革命時の1911年には、中国国内の産業の多くが外国利権の下にあったが、1914年、第一次世界大戦が勃発すると、同年8月、中華民国政府は「厳正中立」を表明していたにも関わらず、日本は対独宣戦を口実に、中国国内の独軍青島要塞を攻略し、所謂「21か条の要求」を袁世凱政権に突き付けた。これは、袁世凱に袁の帝政復活を日本に頼らせる形で、日本の対華侵略を拡大し、もし、袁が日本の要求を受けなかった時には、中国の社会の反袁闘争を利用して、袁世凱政権を転覆、他の政権を模索する、というものだった。日本側は袁世凱の帝政復活への賛成への交換条件として、「21か条の要求」を主張、さらに軍事的な脅しによって、1914年5月9日、「日本人を中国の政治、財政、軍事顧問に招聘する」等を記した第5条を除いて、結果として受諾させた（謝本書『袁世凱与北洋軍閥』上海人民出版社、1984年、pp.59 - 63）。その後、帝政復活に失敗した袁世凱は1916年、逝去し、中央集権は瓦解した。ベルサイユ講話会議では、中国側は、21カ条条約解消やドイツの山東利権の中国への返還を期待pp.59 - 63) したが、第一次世界大戦中から関係諸国と密約していた日本にドイツ利権が譲渡され、「反帝、反封建」を主張する「五・四運動」に発展した（前掲『中国近現代史』、pp.88 - 93）。
- 52) 「永井柳太郎の日中提携論：第一次大戦期を中心に」前掲雑誌、pp.41-50
- 53) 同上、p.43
- 54) 同上、p.50
- 55) 同上、p.52
- 56) 永井柳太郎「白禍論」『新日本』2 - 3、1912年3月、p.20（「永井柳太郎論（1）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程－」からの転載）
- 57) 永井柳太郎『野声：政治時論』莫哀社、1916年、pp.94 - 98
- 58) 永井柳太郎「選挙権拡張論」『新日本』1913年3月、p.20（「永井柳太郎論（1）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程－」からの転載）
- 59) 永井柳太郎『残飯－青年諸君に頒つ』南北社、1914年、pp.195 - 196
- 60) 「永井柳太郎論（1）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程－」前掲雑誌、p.300
- 61) 同上、p.300
- 62) 永井柳太郎「帝国主義の進化を論ず」『新日本』1917年、p.15、19
- 63) 「永井柳太郎論（1）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程－」前掲雑誌、p.304
- 64) 同上、p.304
- 永井柳太郎『改造の理想』精禾堂、1920年、p.53
- 65) 「永井柳太郎論（1）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程－」前掲雑誌、pp.303 - 306
- 66) 田中克佳「明治三・四〇年代の社会と教育－天皇制の動揺と再統合をめぐる－」『慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要』1974年、(PDF)、p.1
- 67) 同上、p.3
- 68) 同上、p.3
- 69) 同上、pp.3 - 4
- 70) 同上、p.3
- 71) 同上、p.7
- 72) 「明治三・四〇年代の社会と教育－天皇制の動揺と再統合をめぐる－」前掲雑誌、p.4
- 73) 同上、p.5
- 74) 同上、p.5
- 75) 同上、p.5

- 76) 同上、p.5
- 77) 同上、p.5
- 78) 同上、p.5。句読点、濁点は筆者。
- 79) 同上、p.5。句読点、濁点は筆者。
- 80) 同上、p.6
- 81) 同上、p.6
- 82) 中澤俊輔『治安維持法 なぜ政党政治は「悪法」を生んだか』中公新書、p.10、同書内「主な社会主義政党の変遷」参照
- 83) 前掲「兆民とルソー」、pp.66 - 69
- 84) 「明治三・四〇年代の社会と教育－天皇制の動揺と再統合をめぐって－」前掲雑誌、pp. 7-8
田中希生「二つの精神、吉野作造と大杉栄」(PDF)、p.42
- 85) 吉田勝次『アジアの開発独裁と民主主義』日本評論社、2000年、pp.169 - 261
姫路工業大学教授・吉田勝次氏は「東アジア型開発モデルとは、人びとに猿轡をかけ、人間開発を蹂躪することを代価に急成長をとげようとする『残忍な逆説』であった」(同上、p.171)と指摘する。戦前日本にも、労働運動弾圧等で、これに共通するものがあつたと言えよう。
- 86) J = リンス、高橋進他訳『全体主義体制と権威主義体制』法律文化社、1995年、pp.143 - 144
- 87) 栄沢幸二「日本帝国主義成立期の天皇制思想－尾崎行雄を中心として－」(PDF)、p.18
- 88) 同上、p.18
- 89) 同上、p.19
- 90) 同上、p.19
- 91) 犬養毅「憲政擁護の御偉業」『日本及日本人』588号、1912年8月15日、pp.44 - 45
- 92) 「憲政擁護大会」『東京日日新聞』1913年1月13日
- 93) 前掲「日本帝国主義成立期の天皇制思想－尾崎行雄を中心として－」、pp.20 - 21
- 94) 同上、p.21
- 95) 同上、pp.21 - 22
- 96) 同上、p.29
- 97) 同上、p.30
- 98) 布川弘「大正期の地域社会における教育と天皇制」(PDF)、p.1
- 99) 同上、p.24
「憲政擁護県民大会」、「宣言書」『信濃毎日新聞』1913年2月4日
- 100) 前掲「日本帝国主義成立期の天皇制思想－尾崎行雄を中心として－」、p.31
- 101) 同上、p.32
- 102) 田中希生「二つの精神、吉野作造と大杉栄」(PDF)、p.55
- 103) 前掲「二つの精神、吉野作造と大杉栄」、p.48
- 104) 同上、pp.48 - 49
- 105) 前掲『吉野作造選集1』、pp.78 - 80
- 106) 「英国の立憲君主制は、長期にわたる変化と法や数世紀に亘る約定による様々な調停の結果で」あり、「政府のすべての活動は王位の名のもとに行われるが、議会型君主制は政策形成には実質的に参加しない君主によって率いられることを覚えておかねばならない。代わりに、立法府（議会）からたぐり寄せられた内閣とその長－首相、大臣、(財務)大臣－が統治の任に当たるのである。女王はそれ故、民主主義の理念に深く関与した社会では、君臨すれども、統治しないのである」。さらに、「女王は又、公式に首相（並びに閣僚）を任命または解任するが、彼女（君主）が彼あるいは彼女（首相、閣僚）を選ぶのではなく、彼あるいは彼女（首相、閣僚）は伝統に従って、庶民院の多数党派のリーダーとして、選ばれるのである」(Monarchy and the Establishment in the UK{PDF}, p.8)。こうした「伝統」は「マグナカルタ」(大憲章、1215年)や「権利の章典」(1689年)等(同上、p.8)、君権を制限し、人権を保証せんとする歴史的な流れによるものであろう。そこには、君主による現実の人権侵害、又はその可能性に対処し、改革を重ねて来た歴史があるとも言えよう。その意味では、「君意」－「民意」が対立するはずがない、とする尾

崎行雄とは、立脚点が逆である。尾崎行雄が、この点に関して、どの程度、認識していたのかは定かではないが、尾崎行雄や吉野作造といった大正デモクラシー期に活動した思想家や活動家の立憲君主制を含む政治経済等の「民主化」への理解と認識がどの程度であったのかを確認するためにも、日英間の君主制度の比較をはじめ、各国での絶対君主制から立憲君主制への移行、あるいは君主制廃止と共和国創建等に関する問題への比較研究等が必要と思われる。

107) 尾崎行雄『尾崎罌堂全集』第6巻、公論社、1995年、p.14

108) 英国は、労働、保守両党による二党制の国とされる（ジョバンニ＝サルトーリ著、岡沢憲夫、川野秀之訳『現代政党学』早稲田大学出版部、2000年、pp.323 - 359）。しかし、完全小選挙区制を採る英国では、労働、保守の2党以外には、議席獲得が極めて不利であり、同制度は、労働者階級の台頭を恐れた当時の支配層によって導入されたことも指摘されている（志田なや子『小選挙区制と新国家主義』こうち書房、1993年、pp.54 - 94）。大正デモクラシーについて、こうした点での日英の比較検討も必要であろう。

109) 前掲「二つの精神、吉野作造と大杉栄」、p.46

110) 同上、p.46

111) 同上、p.46

112) 前掲「選挙権の拡大と有権者の推移」、参照

113) マルクス、エンゲルス著、大内兵衛、向坂逸郎訳『共産党宣言』岩波文庫、2014年、pp.40 - 41

114) 前掲「二つの精神、吉野作造と大杉栄」、p.47

115) 吉野作造『吉野作造選集10』岩波書店、1995年、p.31

116) 前掲「二つの精神、吉野作造と大杉栄」、p.53

117) 同上、p.53

118) 同上、p.49

119) 吉野作造「天皇中心主義と議会中心主義」『吉野作造選集4』岩波書店、1996年、pp.243 - 246

120) 前掲『吉野作造選集1』、pp.112 - 113、『吉野作造選集4』、pp.243 - 246

吉野作造『吉野作造選集6』岩波書店、1996年、p.19

前掲「二つの精神、吉野作造と大杉栄」、pp.53 - 56

この精神を公教育での「高崇雄大の精神」を「啓発教育」等を「注入教育」に代えて行なう「偉大国民教育」によってなすものと論じた（同上『吉野作造選集1』、pp.112 - 113）。「万民の完全なる精神的尊崇の中心となる皇室」という天皇イデオロギーを「自覚」させる以上、その教育は、「注入教育」にならざるを得ないだろう（前掲「大正期の地域社会における教育と天皇制」、pp.15-16）。

121) 前掲「二つの精神、吉野作造と大杉栄」、p.56

122) 前掲「二つの精神、吉野作造と大杉栄」、p.53

123) 松尾貴允編『吉野作造 中国・朝鮮論』平凡社、1970年、p.23、24、26

124) 前掲「大正期民本主義者の国際認識」、p.63

125) 外川継男『ロシアとソ連邦』講談社学術文庫、1991年、pp.310 - 314

126) 石橋湛山全集編纂委員会編『石橋湛山全集』第2巻、東洋経済新報社、1971年、pp.7 - 9、12 - 16

石橋湛山全集編纂委員会編『石橋湛山全集』第3巻、東洋経済新報社、2010年、pp.448 - 449

127) 前掲『石橋湛山全集』第3巻、pp.74 - 77

石橋湛山全集編纂委員会編『石橋湛山全集』第4巻、東洋経済新報社、1971年、pp.127 - 130

128) 前掲「大正期民本主義者の国際認識」、pp.72 - 73

所謂「世界の勢」とは、当時の米国大統領・ウイルソンから発せられた民族自決権等を含むウイルソン主義のことである。吉野は、日本を欧米諸国より劣っていると位置づけ、日本を欧米諸国並にせねばならない、主張していた。この点は明治期以来、一貫していると言えるだろう。又、吉野は民族自決権については具体的提案をしていない。

「世界の勢」について吉野作造の見解の詳細については、三谷太郎『大正デモクラシー論』中央公論社、1974年、pp.141 - 144、参照

129) 古川学人「露西亜の政変」『中央公論』1917年4月、pp.121 - 124

「古川学人」は吉野作造の別名

- 古川学人「露国革命の戦争に及ぼす影響」『中央公論』1917年5月、p.98
 前掲「大正期民本主義者の国際認識」、p.70
- 130) 前掲『石橋湛山全集』第4巻、pp.15 - 29、30 - 34
- 131) レーニン著、大崎平八郎訳『国家と革命』角川文庫、1966年、pp.67 - 70、133
 ソ連邦は、理念としては西欧国家体系に対するアンチテーゼの側面をも有しており、だからこそ、石橋湛山は、「露国が徹底的民主国になることは、即ち日本の隣国に侵略的禍心を蔵する国家を減ずることであって、日本に利益であればとて、決して不利は醸さない」（前掲『石橋湛山全集』第2巻、p.23）と論じたのであろう。
- 132) 社会民衆党については、拙稿「倉敷の大原家 - 戦前の労農階級と『市民社会』からの考察（下） -」（『立命館文学』647号）、pp.46 - 48を参照されたい。
- 133) 朴羊信「永井柳太郎論（1） - 政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程 -」（『北大法学論集』43（4）（PDF）、p.285
- 134) 永井柳太郎「世界の二大勢力より脅かされる日本」『中央公論』1919年8月、p.40
- 135) 永井柳太郎「社会共存の倫理と臨時議会」『改造』1920年8月、p.73
- 136) 「永井柳太郎論（1） - 政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程 -」前掲雑誌、pp.306 - 307
- 137) 「西にレーニン、東の原敬」前掲『永井柳太郎氏大演説集』第1集、p.40
- 138) 同上、p.40
- 139) 「永井柳太郎論（1） - 政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程 -」前掲雑誌、p.307
- 140) 「永井柳太郎論（1） - 政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程 -」前掲雑誌、p.307
 第一次世界大戦後の戦後処理であるベルサイユ条約に関する関係国で協議された講和条件には、例えば、第一次世界大戦後の独軍兵力については、米国の政府や軍関係者には、欧州での軍事的均衡、又は、ボルシェビズムの対抗という観点から、一定程度の独軍の維持と、仏側の軍事大国化への警戒という考えがあった（牧野雅彦『ヴェルサイユ条約 マックス・ウェーバーとドイツの講話』中公新書、2009年、p.158）。ドイツからは植民地が没収され、戦勝諸国に分配されたが、名目上は「当該地域の自立」のためであった。しかし、実質的に配分された戦勝諸国は、そのまま植民地として統治を続けた。軍備の制限についても、第一次世界大戦後に成立した国際連盟は、ドイツを先例として、各国に軍縮に続かせようとしたが、成功せず、ナチ政権となったドイツは諸国が軍縮をしないことを口実に、1933年10月、国際連盟を脱退した。国際関係としては、ハイ・ポリティクスの西欧国家体系と階級国家的状況が続いていたことが分かる。日本も本文中に見るように、こうした国際関係の中、満州事変を起こし、その結果、成立した「満州国」が国際連盟で承認されないと、それを不満として、国際連盟を脱退した。
- 141) 永井柳太郎「国家主義と国際主義は矛盾せず」『中央公論』1921年2月、p.59、64
- 142) 「西にレーニン、東に原敬」前掲書、pp.36-38、41
- 143) 同上、p.42
- 144) 「永井柳太郎論（1） - 政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程 -」前掲雑誌、p.309
- 145) 永井柳太郎「新議会主義を提唱す」『中央公論』1921年1月、pp.102 - 105（転載）
- 146) 同上、p.109
- 147) 前掲『永井柳太郎氏大演説集』、p.228
- 148) 「永井柳太郎論（1） - 政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程 -」前掲雑誌、p.312
- 149) 永井柳太郎「第三党の無意義と有意義」『中央公論』1922年6月、p.123
- 150) 同上、p.123
- 151) 「永井柳太郎論（1） - 政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程 -」前掲雑誌、p.313
 永井柳太郎「民衆の要求を體現するの途は只青年民主党の創造あるのみ」『中央公論』1922年12月、p.69
- 152) 「民衆の要求を體現するの途は只青年民主党の創造あるのみ」同上雑誌、pp.73 - 74
- 153) 「永井柳太郎論（1） - 政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程 -」前掲雑誌、p.315
 イタリアのファシスト運動については、桐生尚武「ファシストサンディカリズム史論（I） - ファシスト組合運動の形式過程 -」（PDF）、「ファシストサンディカリズム史論（II） - ファシズムの発展と組合運動 -」（PDF）、参照

- 154) 「永井柳太郎論（1）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程－」前掲雑誌、p.315
前掲『永井柳太郎』、p.226
北一輝と永井柳太郎、さらには吉野作造の間には、交遊関係があったとされる（北一輝著、野村浩一他解説『北一輝著作集』第2巻、みすず書房、2013年、p.213、北一輝著、松本健一他解説『北一輝著作集』第3巻、みすず書房、1972年、p.700、高橋正衛編『現代史資料5－国家主義運動2』みすず書房、1964年、p.744）。北一輝は本論文の本文中にも見られるように、「政党政治」とそれに基づく「立憲政治」に「右」の立場から挑戦し、結果として、自身が処刑されることで、当時の君主（天皇）制国家から排除されてしまった人物であり、永井柳太郎、吉野作造とは、ある意味、思想的立場を異にしていた人物である。しかし、この三者は君主（天皇）制の下で、貧富の格差や「階級」の解消を目指していたという意味では共通している点もあり、それ故の交遊だったのかもしれない。君主（天皇）制国家の枠組みの下での、「右」の思想運動状況の今後の研究課題になりうるのではないか。
- 155) 「永井柳太郎論（1）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程－」前掲雑誌、p.316
「学習院無用論」『新日本』2－12、p.44（上記論文より転載）
- 156) 「戦前外交と戦後外交（1）」「戦前外交と戦後外交（2）」『新日本』4－13、4－14（上記論文より転載）
- 157) 「民政党は何をなさんと欲するか－昭和二年六月一日東京青山会館に於ける民政党創立記念演説会に於ける演説」大日本雄弁会編『永井柳太郎氏大演説集』第2集、大日本雄弁講談社、1930年、pp.132－133
- 158) 同上、p.141
- 159) 同上、p.145
- 160) 「ウイルソンからムッソリーニ迄－昭和二年六月十一日大阪市有恒市倶楽部に於て」前掲『永井柳太郎氏大演説集』第2集、p.127
- 161) 「永井柳太郎論（1）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程－」前掲雑誌、p.319
- 162) 荻野富士夫「『来るべき戦争遂行の準備』に抗するために－治安維持法の悪法性の視点から－」（PDF）、pp.10－11
- 163) 小南浩一「男子普通選挙の導入と選挙運動規制－普選制度の論理とファシズム－」『兵庫教育大学研究紀要』第44巻、2014年2月（PDF）、p.88
- 164) 『帝国議会 衆議院委員会議録44』臨川書店、1987年、pp.195－196
- 165) 嘉治隆一『普選と婦選の通るまで』公明選挙連盟、1957年、pp.218－219
- 166) 同上、pp.222－223
- 167) 「男子普通選挙の導入と選挙運動規制－普選制度の論理とファシズム－」前掲雑誌、p.92
- 168) 同上、p.89
- 169) 加地直紀「尾崎行雄の普通選挙論」『選挙研究』（日本選挙学会年報）、NO.13、1998年、p.173
- 170) 松尾尊允『普通選挙制度成立史の研究』岩波書店、1989年、pp.266－267
- 171) 粟屋憲太郎『昭和の政党』岩波現代文庫、2007年、pp.36－38
- 172) 「男子普通選挙の導入と選挙運動規制－普選制度の論理とファシズム－」前掲雑誌、pp.91－92
- 173) 柚正夫『日本選挙制度史』九州大学出版会、1986年、p.9
- 174) 財団法人中央報徳会・同警察協会『衆議院議員選挙法改正理由書』1925年、p.206
- 175) 坂本忠次「無産政党と都市政策－大正デモクラシー期地方財政の一断章－」（PDF）、pp.130－131
- 176) 同上、p.131
- 177) 同上、p.142
安部磯雄『土地公有論』クララ社、1929年、p.102
戦前、税制については、殖産興業等の目的の達成のために、法人所得等は税制上、優遇され、逆に、生活必需品等に対する消費税は、直接税よりも比率が高く、逆累進課税の傾向が強かった。これを改善する唯一の税は所得税であり、改善を経て、明治末期には重要な財源となり、第一次世界大戦期には、地租に代わって第一位の直接税となった。それでも、個人営業者（農民、小企業営業者等）よりも、大企業関係が優遇される等、様々な不公平が存在していた。1921年から31年にかけて、政友、民政両党は国税、地方税の改革を実行したものの、それは、「労働大衆」に対する単なる見せかけである、と言う評価もある他、必ずしも、税制改革は成功しなかった、と評価される。尚、農村部に支持基盤を有する政友会は、地

方税が不公平であるとして、その軽減のための国税移譲を主張、本論文に見る1928年の第1回男子普選においては、小作農民のような低所得者層にも勢力を伸ばそうとした。逆に、都市部に支持基盤を持つ民政党は間接税の軽減を主張した（アンドレア＝レヴェラント「両大戦期の税制改正問題－大衆政治への転換とその限界」『アルザス日欧知的交流事業日本研究センター「大正/戦前」報告書」[PDF](#)、参照）。これらのことから、戦前の日本が階級国家であったことがわかる。本論文に見る永井柳太郎の活動は、「一君万民」、「君民同治」の枠組みの中での、以上のような階級国家への挑戦であったと言える。

なお、マルクス＝レーニン主義の流れを汲む日本共産党は、君主（天皇）制の廃止を主張し、結党当初から非合法であった。男子普選制成立後、最初の衆院選（1928年、昭和3年）では、初の無産政党である労働農民党から候補者を出したものの、警察の干渉、弾圧は激しかった。日本共産党は、ロシア十月革命時のボルシェビキのように武装蜂起することもできず、同年3月には激しい弾圧を受けた。しかし、それでも本文中に見るように、里見岸雄や永井柳太郎は日本共産党をライバル視していた。議会制民主主義の枠内では、最早、当時の「地主的土地所有」、「独占資本主義」といった社会矛盾を抑え込めないことを認識していた証左であろう。

- 178) 外川継男『ロシアとソ連邦』講談社学術文庫、1991年、pp.313 - 345
- 179) 布川弘「大正期の地域社会における教育と天皇制」[PDF](#)、p.2
- 180) 前掲「無産政党と都市政策－大正デモクラシー期地方財政の一断章－」、pp.142 - 143
- 181) 同上、p.147
- 182) 同上、p.133
- 183) 前掲『昭和の政党』、pp.255 - 256
- 184) 前掲『昭和の政党』、p.38
- 185) 警察当局による日本共産党への3・15事件（1928年、第一次共産党大検挙）等、拷問をも含めた弾圧については、前掲「『来るべき戦争遂行の準備』に抗するために－治安維持法の悪法性の視点から－」、『日本共産党の研究上』、pp.155 - 216を参照。
- 186) アンソニー＝ダウズ『民主主義の経済理論』成文堂、1980年、p.124
- 187) 永井柳太郎「第二維新の指導精神－昭和四年三月二四日東京青山会館に於ける都下各大学学生主催政局批判演説会」前掲『永井柳太郎氏大演説集』第2集、p.79
- 188) 徳本正彦「官営企業地帯における無産運動」[PDF](#)、pp.637 - 638
- 189) 同上、pp.639 - 640
- 190) 同上、p.640
- 三宅明正「第一次大戦後の重工業大経営労働運動－一九二〇年八幡製鉄所を中心に－」『日本史研究』第179号、p.16
- 191) 「直ぐ誰かを急派せん」『東京朝日新聞』1920年2月6日
- 192) 前掲「官営企業地帯における無産運動」、p.640
- 193) 同上、p.641
- 194) 同上、pp.641 - 642
- 「昨朝、八幡製鉄所に大同盟罷業起る」『東京朝日新聞』1920年2月6日
- スト中の労資の攻防と弾圧については、『東京朝日新聞』1920年2月7日第5面、参照。
- 195) 前掲「官営企業地帯における無産運動」、p.642
- 196) 八幡製鉄労働組合『八幡製鉄労働運動史』上巻、1957年、p.3
- 197) 前掲「官営企業地帯における無産運動」、pp.642 - 643
- 198) 同上、p.643
- 199) 同上、pp.643 - 644
- 200) 同上、pp.645 - 646
- 201) 同上、pp.646 - 647
- 202) 古市晴彦「八幡の市会改選と其後の市政」『都市問題』第9巻第1号、1929年、p.96

日本大衆党は製鉄所内で、それを称すると「直ちに讎首されるので、工場には全然組織を持ち得ない」といった状況も、社会民衆党には有利に働いた（同上、p.96）。社会民衆党について、永井柳太郎はファシ

ストを肯定していた一方、同党を無産政党の「最右翼」と位置付け、「既成政党の最左翼に居る所の民政党とは実質に於て共に大衆共存の大精神の勇敢なる擁護者であることに於て異りはない」（永井柳太郎「打倒掠奪政治－昭和四年四月二十二日報知新聞主催の第五六議会批判講演会」前掲『永井柳太郎氏大演説集』第2集、p.94）と述べ、同党との提携を試行動みようとしていたとされる（「永井柳太郎論（1）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程－」前掲雑誌、p.320）。永井にすれば、「一君万民」、「君民同治」の理念を守りうるならば、その思想、運動の左右等は無関係なものだったのだろう。それが、本文中に見るように、最終的には、民政黨員としての立場を捨て、「大政翼賛会」に合流して行く姿となった、と言えよう。

- 203) 両宮史樹「『大正デモクラシー』期における知識人の社会的視野－新人会と宮崎龍介の東アジア観を中心として－」『駿台史学』第162号、2018年2月、p.224
- 204) 石堂清倫他編『コミンテルン・日本にかんするテーゼ集』青木書店、1961年2月、pp.30-31
本文中で見た昭和の不況において、労働運動、農民運動を指導すべき無産政党等は、離合集散の繰り返しによって、相互に対立し、資本への反撃を大きく盛り上げることができなかった（前掲『昭和の政党』、pp.255 - 256）。
- 205) 前掲「官営企業地帯における無産運動」、p.647
- 206) 同上、p.647
- 207) 同上、p.648
- 208) 同上、p.650
- 209) 同上、p.650
- 210) 同上、p.650
- 211) 同上、p.651
- 212) 同上、p.651
- 213) 同上、p.651
- 214) 同上、p.652
- 215) 同上、p.653
- 216) 前掲『昭和の政党』、pp.362 - 365
小泉洋「社会大衆党の国家社会主義的画一化と小市民－大阪府連合会を中心に－」『史林』73巻3号、1990年、p.74
- 217) 朴羊信「永井柳太郎（2・完）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程」『北大法学論集』43（5）、（PDF）、1993年、p.158
- 218) 「廃墟の中より生まれ出づる新文化－大正十二年十一月二十八日金沢市公会堂に於ける大震災記念講演」前掲『永井柳太郎氏大演説集』、pp.195 - 196
- 219) 1926年、北伐のために広東を進発した国民革命軍が山東に迫ると、1927年、日本軍が、在留保人保護を理由として、北伐を妨害した事件（日本近現代史辞典編集委員会編『日本近代史辞典』東洋経済新報社、1974年、p.262）
- 220) 永井柳太郎「黎明の亜細亜と之に処するの途（上）」『民政』1927年7月、p.15
- 221) 「永井柳太郎（2・完）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程」前掲雑誌、p.159
坂野潤二「政党政治と中国政策－一九一九年～一九二六年」近代日本研究会編『年報近代日本研究二－近代日本と東アジア』山川出版社、1980年、p.99
- 222) 「永井柳太郎（2・完）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程」前掲雑誌、p.159
永井柳太郎「通商条約の廃棄と支那」『民政』1928年8月、p.10
- 223) 「永井柳太郎（2・完）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程」前掲雑誌、p.159
- 224) 永井柳太郎「幣原外交の根本方針と倫敦条約」『民政』1930年9月、p.30
- 225) 永井柳太郎「満蒙経営は日支の共同責任」『民政』1931年8月、p.11
ロンドン海軍軍縮条約をめぐる、浜口雄幸首相は、右翼のみならず、二大政党制の一翼を担っていたはずの政友会からも「統帥権の干犯」と攻撃された。政友会総裁・犬養毅は、民政党攻撃のための政争の口実として、浜口首相を攻撃した。政党は社会からの「私利私害」の「回路」として、「政党政治」、「立

憲政治)においては、立法府(議会)においてなるべく多くの支持を得たい存在であるが故のことであろうが、「結果的に軍部の強権的な行動に手を貸し、軍部独裁体制を助長することになったことは残念である」(「五・一五事件への軌跡」『岡山人じゃが』2009年、p.56)と評される。

- 226) 「満蒙経営は日支の共同責任」前掲雑誌、p.15
- 227) 「永井柳太郎(2・完) - 政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程」前掲雑誌、p.161
- 228) 永井柳太郎「興亜運動の指導精神」『興亜論集 - 世界を先駆する日本』照文閣、1942年、p.14
- 229) 「永井柳太郎(2・完) - 政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程」前掲雑誌、p.161
- 230) 「打倒掠奪政治 - 昭和四年四月二十二日報知新聞主催の第五六議会批判講演会」前掲書、p.94
永井柳太郎「普選議会批判 - 打倒金権政治」『民政』1929年5月、pp.12 - 13
本論文中でも論じて来た1925年の男子普選制の成立に伴い、「供託金」制度が導入された。奏任官の初年俸が900円であった当時、衆院議員は2倍以上の2000円を供託金として納めねばならず、極めて高額であった。この「供託金」制度が導入された真意は、無産政党の議会進出の抑制であったとされる(小倉一志「選挙供託制度に関する憲法上の問題点 - 被選挙権との関連で - 」『札幌法学』21巻2号、2010年 {PDF}、p.136。松尾尊允『普通選挙制度成立史の研究』岩波書店、1989年、pp.329 - 330)。この点からも、当時の日本は階級国家であり、普選を「有効」に機能させない措置であったと言えよう。
- 231) 「永井柳太郎(2・完) - 政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程」前掲雑誌、p.164
- 232) 同上、p.166
- 233) 同上、p.167
- 234) 永井柳太郎「国民生活を蹂躪する犬飼内閣」『民政』1932年2月、p.14
- 235) 同上、p.14
- 236) 「永井柳太郎(2・完) - 政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程」前掲雑誌、p.166
- 237) 小林慎也他『別冊太陽 松本清張 昭和と生きた最後の文豪』平凡社、2006年、p.126
反乱軍の「蹶起主意書」には、「財閥」、「官僚」、「軍閥」等と共に、「政党」が否定すべき対象とされている。
- 238) 里見岸雄『天皇とプロレタリア』アルス社、1929年、p.14
- 239) 同上、pp.68 - 69
- 240) 同上、p.67
- 241) 同上、p.65
- 242) 同上、p.68
- 243) 同上、p.97
- 244) 同上、p.189
- 245) 同上、p.190
- 246) 同上、pp.176 - 177
- 247) 同上、p.179
- 248) 同上、p.182
- 249) 同上、p.230
- 250) 同上、p.230
- 251) 同上、p.231
- 252) 同上、p.266
- 253) 同上、p.267
- 254) 同上、pp.271 - 272
- 255) 同上、p.272
- 256) 同上、p.271
- 257) 同上、pp.272 - 273
- 258) 同上、p.274
- 259) 同上、p.275
- 260) 同上、pp.273 - 274

- 261) 同上、p.214
- 262) 渡邊国昭「戦前の二重の公共性について－とりわけ、修身教育と公民教育、『家』制度の着目して－」『佛教大学大学院紀要』第34号(PDF)、p.146
- 263) 拙稿「戦後史の中の倉敷大原家－戦後日本政治経済史からの批判的考察(上)」『立命館文学』653号、p.96
- 264) 前掲『天皇とプロレタリア』、pp.275 - 276
- 265) 同上、p.227
- 266) 同上、p.227
- 267) 同上、p.29
- 268) 同上、p.29
- 269) 同上、pp.30 - 31
- 270) 同上、p.283
- 271) 同上、p.238
- 272) 同上、pp.238 - 239
- 273) 同上、p.251
- 274) 同上、p.247
- 275) 同上、p.280
- 276) 同上、p.281
- 277) 同上、p.282
- 278) 須崎慎一「『政党政治』崩壊期における政友会と民政党：一九三二－三七」『一橋論叢』75(6)(PDF)、pp.674 - 675
- 279) 同上、p.675
- 280) 「『政党政治』崩壊期における政友会と民政党：一九三二－三七」前掲雑誌、p.675
- 281) 同上『西園寺公と政局』第3巻、p.72
- 282) 「『政党政治』崩壊期における政友会と民政党：一九三二－三七」前掲雑誌、pp.676 - 677
- 283) 同上、p.677
- 284) 同上、p.676
- 「五・一五公表文軍部修正案成る」『東京朝日新聞』1933年5月14日
- 「五・一五事件司法部予審決定書」『東京朝日新聞』(夕刊)1933年5月14日
- ロンドン海軍軍縮条約において、軍部への批判を展開した朝日新聞ではあったが、満州事変をきっかけに、大きく、その方向性が変わり、軍部の侵略を礼賛するようになった。これは「戦争の拡大とともに国民世論がナショナリズムの高揚へと大きく転換したこと、それに軍部、在郷軍人会、右翼などからの朝日新聞に対する不買運動が奈良、香川、小倉などを端緒として全国各地で起こり始め、新聞の販売、経営に対する危機感が高まったことなどによると思われる」と評される（「五・一五事件への軌跡」前掲書、pp.62 - 63）。新聞も、「社会の『対外侵略に改めて「回路」を見出した』流れに応じざるを得なかった」ことがうかがえる。
- 285) 同上、p.678
- 軍事費については、「1920年代でも国家総支出のなかで30パーセント台にしか下がらなかった。政友会は、田中義一総裁の時期以降強硬な外交に偏ったので、軍縮に働きかける勢いをあまり見せなかったが、削減により積極的であった民政党さえそれを徹底的に実行するまでに力が及ばなかった。実際、いずれの政党でも列強としての日本帝国の国際地位を維持すべきであることを否定しなかったため、平時でもアメリカやソ連のような大国に対抗できる程度の軍備にはそれなりの費用がかかった」（「両大戦間期の税制改正問題－大衆政治への転換とその限界」前掲報告書 p.7）。西欧国家体系の中で軍勢力をパワーの中心とし続けたことが招いた悲劇だったと言えよう。
- 286) 前掲『西園寺公と政局』第3巻、p.397
- 287) 同上、p.678
- 『政友』1933年6月、p.28（同上論文からの転載）

犬養毅が海軍青年将校に暗殺されたのは、軍の満州侵略に反対したからだ、とされるが、事件発生後の「記事差止」により、真相が公表されたのは、翌33年5月のことであった。この時点で、報道では「政党政治家としての犬養首相を惜しむ声やこれまでの業績を讃える意見はあまりなく、それよりも青年将校の『純真な心情』と『憂国の至情』が日々詳しく報じられた（「五・一五事件への軌跡」前掲雑誌、pp.70 - 71）。すると、全国から陸海軍や裁判所への「減刑嘆願」や「助命嘆願」が送られた（同上、p.71）。当時の日本社会が対外侵略に「私利利害」の「回路」を見出していた証左であろう。

288) 清水銀蔵「関東一府三県の概況」『民政』1933年11月、p.11

289) 「東京に挙げた政友会の第一声」『民政』1933年11月、pp.5 - 60

政友会の議論にも、「吾等は飽くまでも天皇即国家である」との文言がある。「政党主義、憲政主義を主張」しながらも（同上、p.18）、民政党同様、君主（天皇）制の枠を越えられなかった証左であろう。

290) 『『政党政治』崩壊期における政友会と民政党：一九三二-三七』前掲雑誌、p.679

「妖言世を毒す」『民政』1933年9月、参照

291) 前掲『西園寺公と政局』第3巻、p.409

292) 前掲『西園寺公と政局』第3巻、p.681

293) 内務省警保局保安課『特高月報』1934年10月、pp.94 - 95

294) 『政友』1934年9月、p.49、同1月、pp.50 - 62

295) 小泉洋「社会大衆党の国家社会主義的画一化と小市民」『史林』1990年5月1日、p.80

296) 『『政党政治』崩壊期における政友会と民政党：一九三二-三七』前掲雑誌、p.682

297) 同上、p.683

298) 『社会大衆新聞』64号、1934年10月28日

299) 矢次一夫『昭和動乱私史』上巻、経済往来社、1971年、p.106

300) 「社会大衆党の国家社会主義的画一化と小市民」前掲雑誌、p.81

301) 同上、pp.81 - 82

302) 『『政党政治』崩壊期における政友会と民政党：一九三二-三七』前掲雑誌、p.684

社会大衆党の同総選挙での獲得議席数は18議席、翌37年の総選挙での獲得議席数は37議席（「社会大衆党の国家社会主義的画一化と小市民」前掲雑誌、p.74）。同党の躍進には、本文中に見るような、必ずしも労組の力によらない「小市民層」からの票もあるのかもしれない。筆者は、この点は戦前における「政党政治」による「立憲政治」の枠内での「左」からの動きの検討、あるいは「反ファッショ」を言いながらも、結果として、「ファッショ」に抗しきれなかった原因を検討するための必要な研究課題と考える。

303) 木村時夫「北一輝と二・二六事件-その切点の解釈をめぐって-」(PDF)、p.20

304) 「丹心録」、「続丹心録」河野司編『二・二六事件』河出書房新社、1972年、p.183、192、292

305) 同上、p.192

306) 北一輝『日本改造法案大綱』中公文庫、2014年、pp.6 - 7、12 - 17

北一輝の主張にも、「国祖建国の精神たる平等の国民の上の総司令官を遠ざかること甚し。明治大帝の革命はこの精神を再現して近代化せる者」（同上、p.17）という、本論文でも論じて来た民本主義者の天皇論と共通したものがある。そうした点でも、先にも脚注内で論じたように、吉野作造、永井柳太郎、北一輝の間には、共通点があると言える。又、北一輝はロシア十月革命の事例を挙げつつ、クーデターを否定していない（同上、p.13）。当時の日本の「立憲政治」、「政党政治」が階級社会の矛盾を越えられないことから来た議論であろう。

又、同じく事件の首謀者の1人であった磯部浅一は、決起の「真の狙いは非維新派たる現中央部を肅正することにあつたのです。軍を維新に誘導することは、わたし達の第一の目標でした」述べている（大谷敬二郎『二・二六事件の謎』柏書房、1967年、p.71）。なお、彼らが言う「非維新派」とは、皇道派と対立していた陸軍内の派閥「統制派」のことである。本文中にも見る「高度国防国家」の建設を目指していた。皇道派青年将校は、「統制派」を「天皇の大権」（統帥権）の干犯者として除去することを理想社会実現の前提と考えていた（前掲「北一輝と二・二六事件-その切点の解釈をめぐって-」、p.24）

307) 前掲『二・二六事件秘録（三）』、pp.439 - 440

308) 前掲「北一輝と二・二六事件-その切点の解釈をめぐって-」、p.37

- 309) 前掲『日本改造法案大綱』、p.167
 北一輝は、日本側の対華 21 か条の要求の際、暗躍していた「黒龍会」（前掲『袁世凱与北洋軍閥』、p.61）とも関係し、辛亥革命当時は、中国・上海で活動していた（前掲『日本改造法案大綱』、p.167）。筆者は、北の辛亥革命当時の活動について、日中関係史、或いは中国側の視点で、捉え直したいと考えている。
- 310) 「軍民協力主義」『民政』1936 年 4 月、p.5
- 311) 「『政党政治』崩壊期における政友会と民政党：一九三二－三七」前掲雑誌、p.685
- 312) 同上、pp.685 - 686
- 313) 同上、p.686
- 314) 同上、p.687
- 315) 「治安維持に関する件」（『政党政治』崩壊期における政友会と民政党：一九三二－三七）からの転載
- 316) 同上
 「『政党政治』崩壊期における政友会と民政党：一九三二－三七」前掲雑誌、p.687
- 317) 「歴史の歯車」『改造』1936 年 4 月、p.385
- 318) 「歴史の歯車」前掲雑誌、p.384
 「二月二六日」『中央公論』1936 年 4 月、p.468
- 319) 「社会大衆党の国家社会主義的画一化と小市民」前掲雑誌、pp.82 - 84
- 320) 「永井柳太郎（2・完）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程」前掲雑誌、p.174
- 321) 同上、pp.174 - 175
- 322) 有馬頼寧（1884 - 1957）は、政友会所属の大正、昭和期の政治家である。詳細は『日本近現代人物辞典』（臼井勝美他編、吉川弘文館、2001 年）参照
- 323) 「永井柳太郎（2・完）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程」前掲雑誌、p.175
- 324) 有馬頼寧『政界道中記』日本出版協同、1951 年、p.118
- 325) 「永井柳太郎（2・完）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程」前掲雑誌、p.175
- 326) 「永井氏入閣を辞退」『東京朝日新聞』1937 年 2 月 2 日
- 327) 「永井柳太郎（2・完）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程」前掲雑誌、p.175
- 328) 同上、p.175
- 329) 前掲『永井柳太郎』、pp.369 - 370
- 330) 東京大学出版会『帝国議会貴族院議事速記録 64』東京大学出版会、1984 年、p.240
- 331) 『社会大衆新聞』100 号、1937 年 10 月 31 日（「社会大衆党の国家社会主義的画一化と小市民」からの転載）
- 332) 「社会大衆党の国家社会主義的画一化と小市民」前掲雑誌、p.77
- 333) 『大阪無産新聞』45 号、1933 年 12 月 5 日（同上論文からの転載）
- 334) 『大阪都民新聞』、1935 年 6 月 15 日（同上）
- 335) 「社会大衆党の国家社会主義的画一化と小市民」前掲雑誌、p.101
- 336) 同上、p.101
- 337) 「永井柳太郎（2・完）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程」前掲雑誌、p.178
- 338) 前掲『永井柳太郎』、p.451
- 339) 「永井柳太郎（2・完）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程」前掲雑誌、p.179
- 340) 前掲『昭和の政党』「年表」、p.11
- 341) 拙稿「倉敷の大原家－戦前の労農階級と『市民社会』からの考察（下）－」（『立命館文学』第 647 号）、p.58、参照。
 国家総動員法は、戦争遂行のため、「上部構造」（政治権力）による「下部構造」（社会）の様々な分野への無制限的制約が課しうる法案であり、その成立には、軍部の圧力の他、「近衛新党」への期待によって、可決されてしまった（前掲『昭和の政党』、pp.314 - 316）。この時期、「議会・政党が法案審議をとおして政府の政策に影響を与えることはほとんどなくなったのであり、議会の立法権も形骸化した」（同上、p.314）ことが指摘されている。本文中でも指摘したように、政党は最早、軍部への追随によってしか、居場所が見い出せず、単なる既存の議会制度の維持の自己目的化にしか動けなかったと言えよう。

- 342) 「倉敷の大原家－戦前の労農階級と『市民社会』からの考察（下）－」前掲雑誌、p.58
- 343) 佐口和郎「産業報告会の歴史的的位置－総力戦体制と日本の労使関係－」山ノ内靖他『バルマケイア叢書4 総力戦と現代化』柏書房、1995年、pp.289－290
- 344) 同上、p.292
- 345) 同上、p.292
- 346) 同上、pp.293－294
- 347) 同上、p.298
- 348) 同上、p.298
- 349) 同上、p.298
- 350) 同上、pp.298－299
- 351) 同上、pp.295－296、300－302
- 352) 同上、p.302
- 353) 尚、戦前の労資（労使）関係制度や「協調会」等については、拙稿「倉敷の大原家－戦前の労農階級と『市民社会』からの考察（上）－」（『立命館文学』644号）、pp.24－36を参照されたい。
- 354) 川島高峰「日本の敗戦と民衆意識 天皇制ファシズムから天皇制デモクラシーへ」『年報日本現代史』日本図書センター、1995年5月、p.2
- 355) 前掲「無産政党と都市政策」、p.152
- 356) 拙稿「ある君主機関説論－明治国家についての私見」第3章、参照
- 357) 「日本の敗戦と民衆意識 天皇制ファシズムから天皇制デモクラシーへ」前掲書、p.12
- 358) 猪木正道「終戦から現代までの曲折」鈴木勤編集兼発行『現代 日本歴史シリーズ 22』世界文化社、1971年、p.74
- 359) 早野透『田中角栄 戦後日本の悲しき自画像』中公新書、2012年、pp.322－332
齊藤淳『自民党長期政権の政治経済学 利益誘導政治の自己矛盾』勁草書房、2010年、参照
- 360) 拙稿「戦後史の中の倉敷大原家－戦後日本政治経済史からの批判的考察（下）」『立命館文学』第654号、参照
- 361) 田中角栄『日本列島改造論』日刊工業新聞社、1972年、p.2
服部龍二『田中角栄 昭和の光と闇』講談社現代新書、2016年、pp.139－143、190－193
前掲『田中角栄 戦後日本の悲しき自画像』、p.332
- 362) 「主要政党の変遷と国会内勢力の推移」前掲雑誌、pp.76－80。戦後の各党の離合集散については、同資料、pp.73－75、参照
原彬久『戦後史のなかの日本社会党』中公新書、2000年、pp.174－180
- 363) 「主要政党の変遷と国会内勢力の推移」前掲雑誌、p.70
辻清明編『資料・戦後二十年史』日本評論社、1966年、p.27
- 364) 広川禎秀「戦後天皇制にかんする二、三の問題」『人文研究』（大阪市立大学文学部）第44巻第12冊、1992年（PDF）、p.65
前掲論文「日本の敗戦と民衆意識 天皇制ファシズムから天皇制デモクラシーへ」は、「アメリカ戦略爆撃調査団調べ」として、「降伏直後の反応」についての社会の意識について掲載している。それによると、敗戦による「後悔・悲嘆・残念」が30%、「驚き・衝撃・困惑」が23%となっており、旧体制崩壊に伴う混乱を象徴していると思うが、「天皇陛下のことが心配、天皇陛下に恥ずかしい、天皇陛下に申し訳ない」といった反応は4%にすぎず、「戦争が終わり、苦しみも終わりだという安堵感または幸福感」は5倍強の22%となっている（p.12）。このような反応からは、戦後、君主（天皇）制を廃止したとしても、社会に大きな混乱があったかどうかは、疑問に思われる一面もある。筆者としては、この件について、GHQの占領政策、先行研究をも踏まえつつ、今後、検討してみたい。
- 365) 例えば、1945年の日本の敗戦によって、日本の統治から解放された韓国においても、政治的立場の違い等による混乱があり、その後、軍事政権による開発独裁を経て、1980年代の民主化に至ったという歴史がある（池明観『韓国 民主化への道』岩波新書、1995年、参照）
- 366) 半藤一利『アメリカはいかに日本を占領したか マッカーサーと日本人』PHP文庫、2019年、pp.112

－ 113

作家・半藤一利氏は、例えば、『読売報知新聞』の世論調査（1945年12月9日）にて、95%の回答者が「天皇制支持」と回答しているのを見て、マッカーサーは「日本人には制度と個人とを区別して思考する傾向が、ほとんどない。この世論調査の結果はそれを見事に裏書している。制度への肯定ではなく、裕仁天皇個人への信頼と期待というものが、この九十パーセントを超える数字となってあらわれている。

それも聖断によって、『わが身を捨てて』一億総玉砕の破局から救いだだしてくれたという民衆の実感によって支えられているのではあるまいか」

と書き、天皇を裁判にかけるなら、百万の軍が必要になるとして、マッカーサーは「天皇制も天皇裕仁も存続させる決意を固めていた」と論じている（同上、pp.225 - 228）。

以上は、先の「『天皇陛下のことが心配、天皇陛下に恥ずかしい、天皇陛下に申し訳ない』といった反応は4%にすぎず、『戦争が終わり、苦しみも終わりだという安堵感または幸福感』は5倍強の22%となっている」という敗戦直後の世論調査と連動しているものがあるだろう。昭和天皇が自分たちを戦争の苦しみから救ってくれたという感謝の気持ちの表れであろう。しかし、世代が交代するにつれて、次第にこうした感情も薄まり、また、「制度への肯定ではな」い以上、敗戦後、例えば、共和制と並行する形で、暫時、君主（天皇）制を残す、とした場合、やはり、君主（天皇）制は次第に、社会的正統性を失って行ったと思われる。

367) 辛淑玉『悪あがきのすすめ』岩波新書、2007年、pp.156 - 170

368) 「戦後史の中の倉敷大原家－戦後日本政治経済史からの批判的考察（下）」前掲雑誌、参照

（本学大学院博士後期課程修了者）